

災害廃棄物処理に係る 市町村行動マニュアル (令和7年3月 改訂版) 本編

1. 目的	1
2. 本マニュアルの位置づけ	2
3. 指揮命令系統と役割	3
4. 処理チーム全体の行動計画表	6
5. 対応形態と役割.....	7
6. プライオリティの高い業務内容の抽出	8
7. 「8.業務アクション」の見方	9
8. 業務アクション	11
I 災害廃棄物処理実行計画の策定、見直し	13
II 仮設トイレの設置、維持管理、撤去.....	23
III ごみ(避難所・一般家庭)収集・処理.....	30
IV し尿(仮設トイレ・一般家庭)収集・処理	38
V 住民用仮置場(廃家具・廃家電等の受入)の設置、運営管理	46
VI 一次仮置場(可燃・不燃物等への分別)の設置、運営管理.....	52
VII がれき・家屋の解体撤去事業の運営管理.....	59

資料編

参考様式集

注：発災時の業務フロー及びアクションの見方については、予め発災前に理解しておいてください。
発災前に業務アクションを確認し、適宜市町村ごとに内容をカスタマイズしてください。

1. 目的

高知県（以下「県」という。）では、平成 20 年 4 月には災害に強い地域社会をつくることを目指した「高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例」を制定し、この条例を実効性と具体性のあるものとするため、「高知県南海トラフ地震対策行動計画」を策定し、地震による被害の軽減や発災後の応急対策、速やかな復旧・復興に向けた事前の準備など、様々な対策をハード・ソフトの両面から進めてきた。現在は、「第 5 次高知県南海トラフ地震対策行動計画（令和 4 年度～令和 6 年度）」で、「自助」、「共助」を推進するための啓発の取組を充実強化するとともに、早期の生活再建及び産業復興に向けて、「生活を立ち上げる」対策の取組を充実させているところである。

災害廃棄物処理対策としては、平成 26 年 9 月に「高知県災害廃棄物処理計画 Ver. 1」を策定し、平成 31 年 3 月にはこれまで検討を重ねてきた成果のほか、新たな教訓や知見を反映させ、より実効性のある計画として、「高知県災害廃棄物処理計画 Ver. 2」を策定した。

大規模災害発生時においては、市町村は多くの業務と平行して災害廃棄物処理等の業務にあたることとなり、県は市町村に対する情報提供、処理の支援、応援職員の派遣等の業務を行うことが求められる。発災時の緊迫した状況においても担当職員が速やかに対応する必要があり、また場合によっては、他の部署、他の自治体等の職員が災害廃棄物処理関連業務を行うことが想定される。

こうしたことから、災害廃棄物処理に向けて市町村や県の担当職員や応援職員が遅滞なく主体的に行動し、早期復興に繋がるよう、県は、「災害廃棄物処理に係る市町村行動マニュアル」、「災害廃棄物処理に係る高知県行動マニュアル」として、市町村及び県の災害廃棄物処理チームにおける初動期等の具体的な行動内容を取りまとめた。

行動マニュアル策定後、平成 30 年 7 月豪雨、令和 6 年能登半島地震等多くの災害が発生し、様々な知見や教訓が得られており、また、県では災害廃棄物処理に係る訓練の継続、災害廃棄物処理に関する検討を進めてきた。

新たな知見や経験、検討結果を反映し、実効性と具体性を高めた、使いやすい「災害廃棄物処理に係る市町村行動マニュアル」（以下、「本マニュアル」という。）とするため、この度、見直しを行った。

今後、各市町村においては、本マニュアルにより発災後の災害廃棄物処理チームの行動を平時に理解しておくとともに、個別情報の追録や内容のカスタマイズを行っていただき、発災後の行動指標として活用されることを期待する。

2. 本マニュアルの位置づけ

本マニュアルは、市町村災害廃棄物処理計画を踏まえ、発災時における災害廃棄物処理チームの行動内容や対応の流れを明確に示し、大混乱が予想される初動期等において、市町村の担当職員や応援職員の手助けを行うものである。

災害時の廃棄物対策に係る計画・指針等との関係を下図に示す。

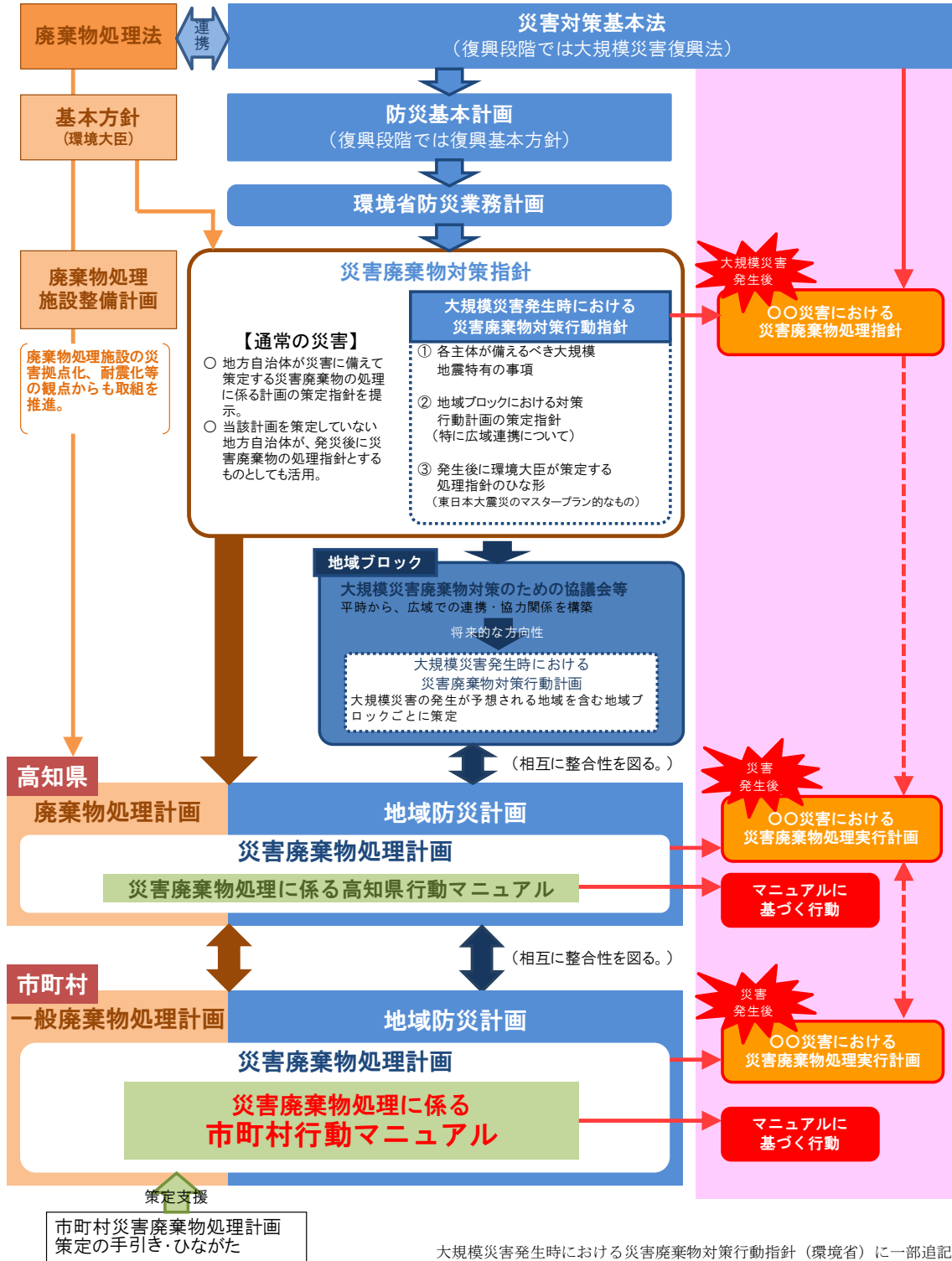


図 2-1 災害時の廃棄物対策に係る計画・指針等関係図

3. 指揮命令系統と役割

大規模災害が発生した場合、図 3-1 のとおり、本市（町村）において、災害対策本部の下に「災害廃棄物処理チーム」を設置し、関係機関とともに災害廃棄物の処理体制を構築する。

「災害廃棄物処理チーム」については、指揮命令系統を確立するため、所属長等を統括責任者とし、企画、総務、経理、住民窓口、ごみ・し尿対応、仮置場、解体撤去、処理の役割を担う担当者を配置する（役割ごとの業務内容は表 3-2 のとおり）。

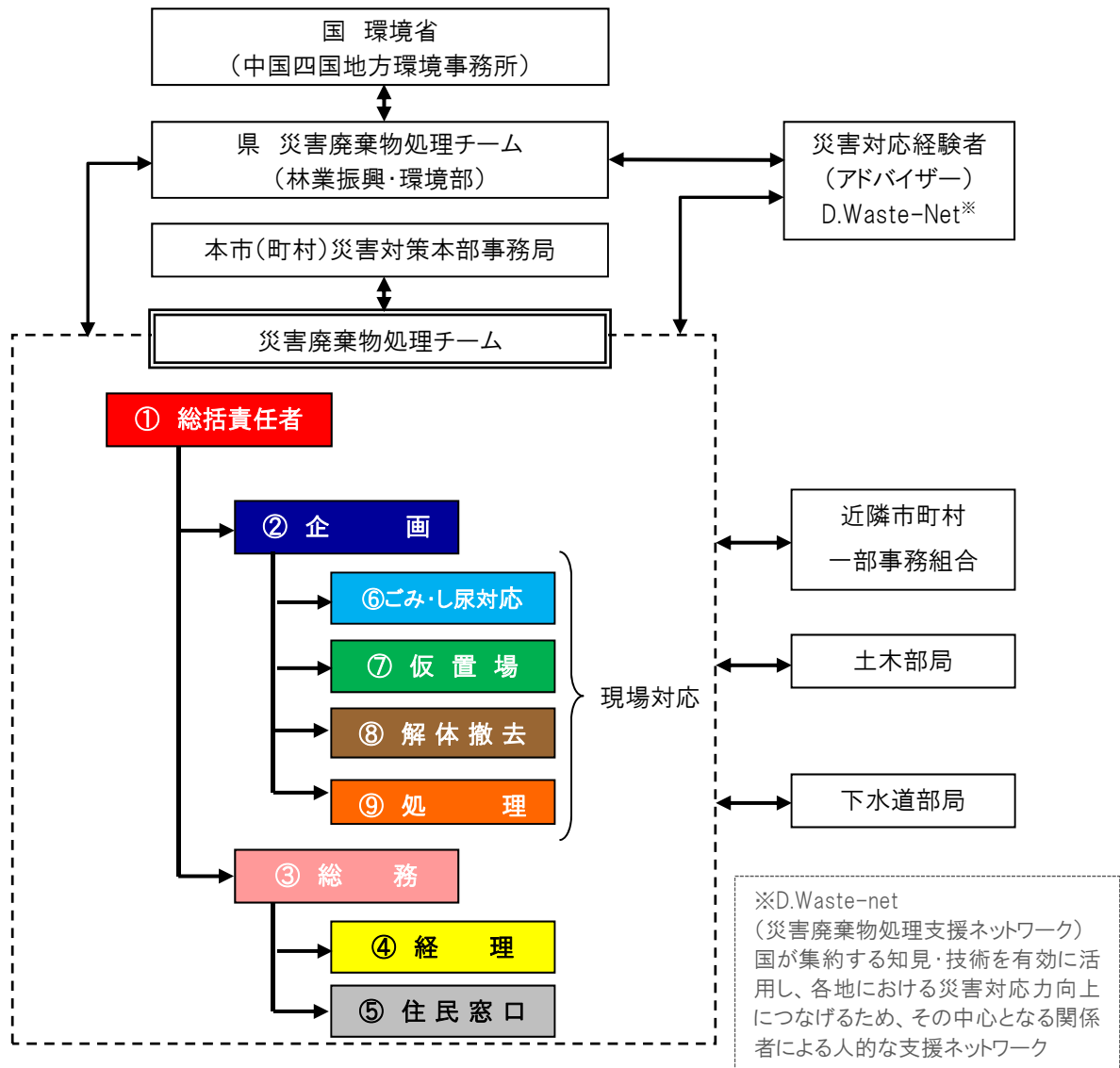


図 3-1 災害廃棄物処理体制

3-1 関係者との情報共有

チーム内の情報共有や課題整理のために、ホワイトボード等を積極的に活用する必要がある。ホワイトボード等への情報の記入は、情報の収集・解析を行う企画の役割が適している。ホワイトボード等にはチーム内の情報伝達のために、各種基本情報に加えて、情報を記入した時間、課題、対応に必要なヒト・モノ・情報、課題への対応状況等を適宜記載する。

記載した情報は解決済・未解決・要検討という項目で整理し別途記録に残すとともに、関係者と情報を共有する。

表 3-1 ホワイトボードへの記載例

情報取得日時	基本情報	課題(状況)	対応に必要なヒト・モノ・情報	対応内容	対応状況
○月○日 ○○:○○	被災棟数は ○千棟 (災対本部より)	被害の全体像 が不明	現場対応:○名 PC、カメラ、ヘル メット 情報:被災範囲	現地を視察 し情報を収 集する必要 あり	○月○日 時点: 未対応

災害廃棄物処理の各種対応は、原則として、企画が各役割の方から情報を集約・解析したうえで、総括責任者が方針を決定し、その後の対応を進める。

表 3-2 災害廃棄物対策における役割と業務内容

役割	業務内容
① 総括責任者	職員の安全確保及び安否確認 災害廃棄物処理チームの設置・運営、全体の状況把握 災害廃棄物等対策の総括、運営、進行管理
② 企画	情報収集、被災状況の把握 災害廃棄物処理実行計画の策定、見直し
③ 総務	庁内(土木部署等)、国、県、支援団体との連絡調整 他の市町村、支援団体等への応援要請、調整 人員確保、労務管理 仮設処理施設整備、車両等の資機材調達等
④ 経理	資金の調達・管理、施設整備、資機材調達等の契約 国庫補助の対応
⑤ 住民窓口	住民広報(ごみ・し尿の収集、仮設トイレ、仮置場) 住民広報(解体撤去等) 家屋解体の受付 問い合わせ対応
⑥ ごみ・し尿対応	仮設トイレの設置、維持管理、撤去 ごみ(避難所・一般家庭)収集・処理 し尿(仮設トイレ・一般家庭)収集・処理 一般廃棄物処理施設、車両等の資機材の状況確認
⑦ 仮置場	住民用仮置場(廃家具・廃家電等の受入)の設置、運営管理 一次仮置場(可燃・不燃物等への分別)の設置、運営管理 二次仮置場等(焼却・破砕等の中間処理)への収集運搬
⑧ 解体撤去	がれき・家屋の解体撤去事業の運営管理 各仮置場への収集運搬
⑨ 処理	仮設処理施設(二次仮置場含む)の設置、運営管理 再生利用、最終処分の実施

4. 処理チーム全体の行動計画表

災害廃棄物処理チーム全体の行動計画として、役割・業務内容ごとの対応期間を表 4-1 に示す。
 具体的な対応事項（アクション）を記載した行動計画表（役割別タイムライン）は、資料編に
 記載する。

表 4-1 災害廃棄物処理チーム行動計画表

役割	業務内容	行動マニュアルの対応期間				—	
		アクションカードの対応期間				—	—
		初動期		応急期		復旧期	(復興期)
		第1フェーズ (6時間以内)	第2フェーズ (72時間以内)	第3フェーズ (2週間以内)	第4フェーズ (1ヶ月以内)	(3ヶ月以内)	(3年以内)
①総括責任者	職員の安全確保及び安否確認						
	災害廃棄物処理チームの設置・運営、全体の状況把握						
	災害廃棄物等対策の総括、運営、進行管理						
②企画	情報収集、被災状況の把握						
	災害廃棄物処理実行計画の策定、見直し						
③総務	庁内(土木部署等)、国、県、支援団体との連絡調整						
	他の市町村、支援団体等への応援要請、調整						
	人員確保、労務管理						
	仮設処理施設の整備、車両等の資機材調達等						
④経理	資金の調達・管理、施設整備、資機材調達等の契約						
	国庫補助の対応						
⑤住民窓口	住民広報(ごみ・し尿の収集、仮設トイレ、仮置場)						
	住民広報(解体撤去等)						
	家屋解体の受付						
	問い合わせ対応						
⑥ごみ・し尿対応	仮設トイレの設置、維持管理、撤去						
	ごみ(避難所・一般家庭)収集・処理						
	し尿(仮設トイレ・一般家庭)収集・処理						
	一般廃棄物処理施設、車両等の資機材の状況確認						
⑦仮置場	住民用仮置場(廃家具・廃家電等の受入)の設置、運営管理						
	一次仮置場(可燃・不燃物等への分別)の設置、運営管理						
	二次仮置場等(焼却・破砕等の中間処理)への収集運搬						
⑧解体撤去	がれき・家屋の解体撤去事業の運営管理						
	各仮置場への収集運搬						
⑨処理	仮設処理施設(二次仮置場含む)の設置、運営管理						
	再生利用、最終処分の実施						

期間設定：対応時期は前倒しで記載している。あくまで目安であり、被害状況等により変動することが想定される。
 行動マニュアルの対応期間は初動期～復旧期、アクションカードの対応期間は初動期～応急期とする。

5. 対応形態と役割

災害廃棄物処理の対応形態は、「A 情報収集、B 検討・解析、C 方針決定、D 指示・調整、E 契約、F 実行、X 広報」の7つに分類される。

また、対応形態の流れや役割との関係は、次のとおりであり、全てのフェーズにおいて、これらの対応を繰り返すことになる。



6. プライオリティの高い業務内容の抽出

大規模災害が発生した場合、多くの市町村において、避難所対応や遺体捜索等を最優先に行う必要があり、それらと並行して災害廃棄物処理の対応をせざるを得ない状況に陥ることが想定される。また、被災状況や自治体の規模等によっては、本来の担当者ではなく、未経験の応援職員が対応することも考えられる。

これらのことを踏まえると、全ての業務を同時に対応していくことは困難であると想定されるため、プライオリティが高い業務内容を次のとおり抽出した。

<抽出要件>

- ◆ 初動期において対応の優先度が高い
- ◆ 「総括責任者」及び「企画」が全体を調整し、複数の役割が綿密に連携する

<プライオリティが高い業務内容>

- I 災害廃棄物処理実行計画の策定、見直し
- II 仮設トイレの設置、維持管理、撤去
- III ごみ(避難所・一般家庭)収集・処理
- IV し尿(仮設トイレ・一般家庭)収集・処理
- V 住民用仮置場(廃家具・廃家電等の受入)の設置、運営管理
- VI 一次仮置場(可燃・不燃物等への分別)の設置、運営管理
- VII がれき・家屋の解体撤去事業の運営管理

7. 「8.業務アクション」の見方

6で抽出したI～VIIの業務内容について、業務全体の流れや役割間の連携（業務フロー）、フェーズ・対応形態・役割ごとの対応手順を確認するため、「8.業務アクション」として整理した。

以下に、「業務フロー」及び「アクション」の見方を示す。

なお、本マニュアルで取り扱う対応期間は、発災後3ヶ月以内とし、発災後の経過時間について、次のとおり定義づけする。

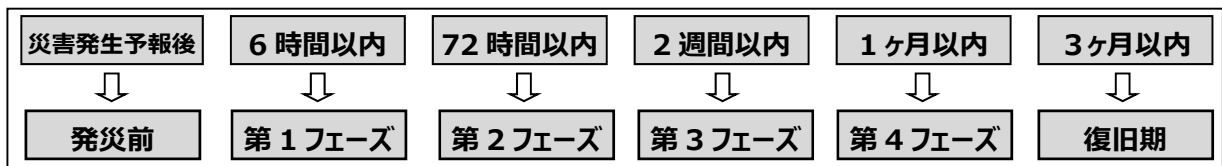
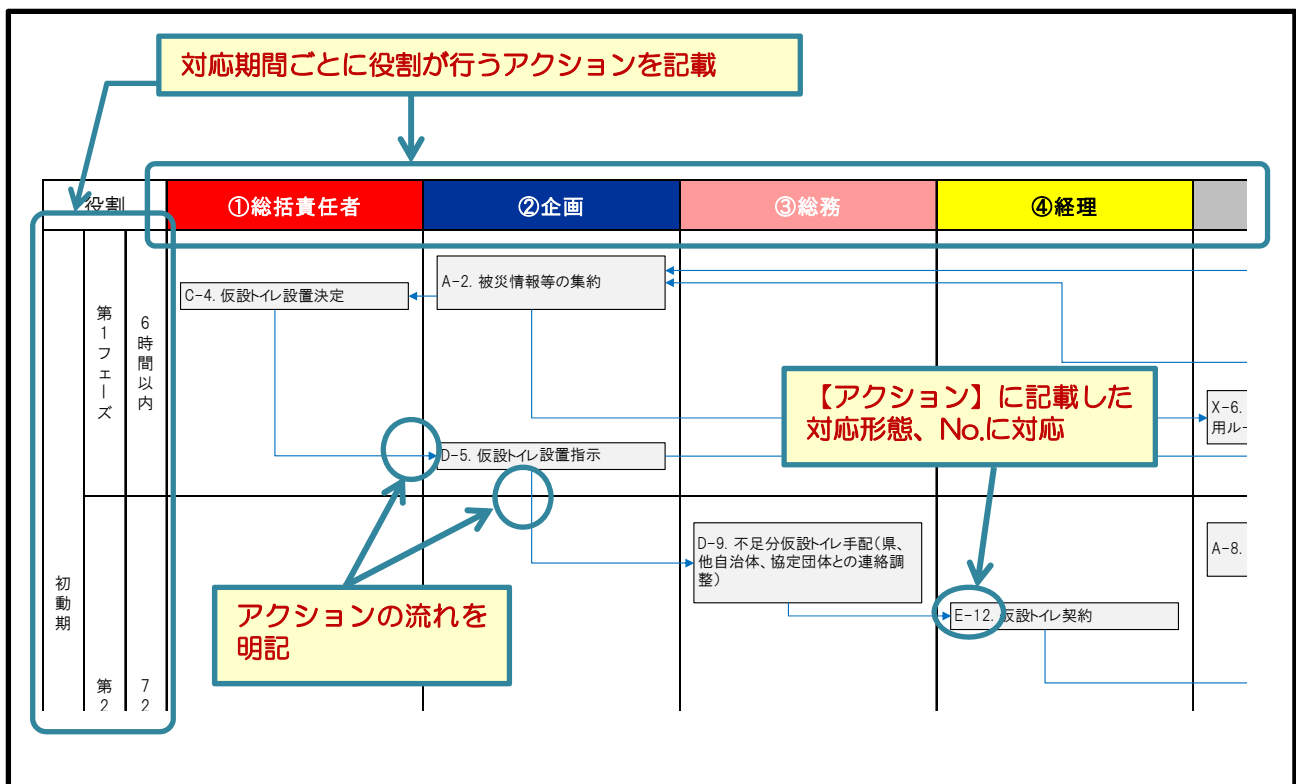
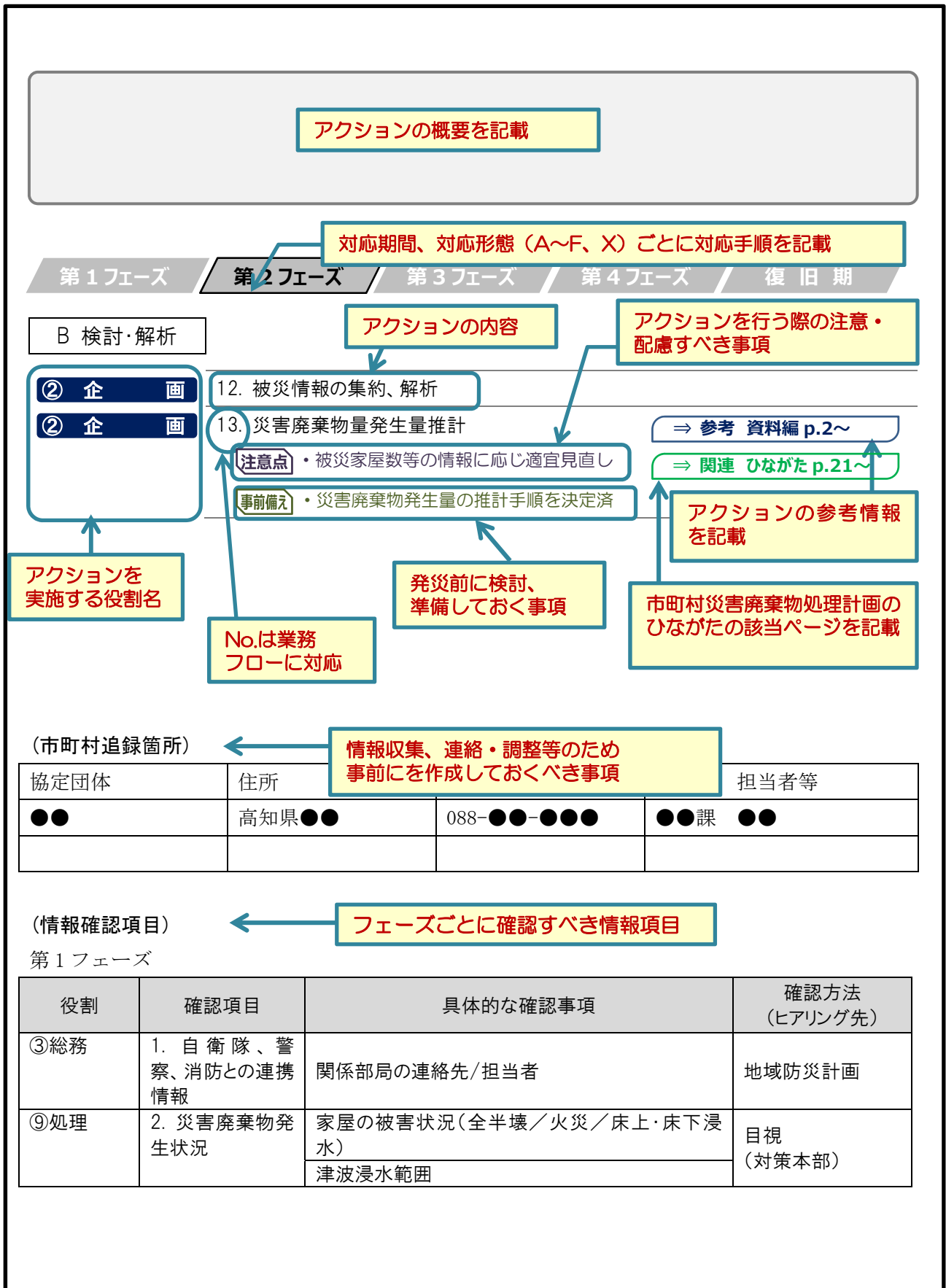


図 7-1 対応期間の定義

【業務フロー】



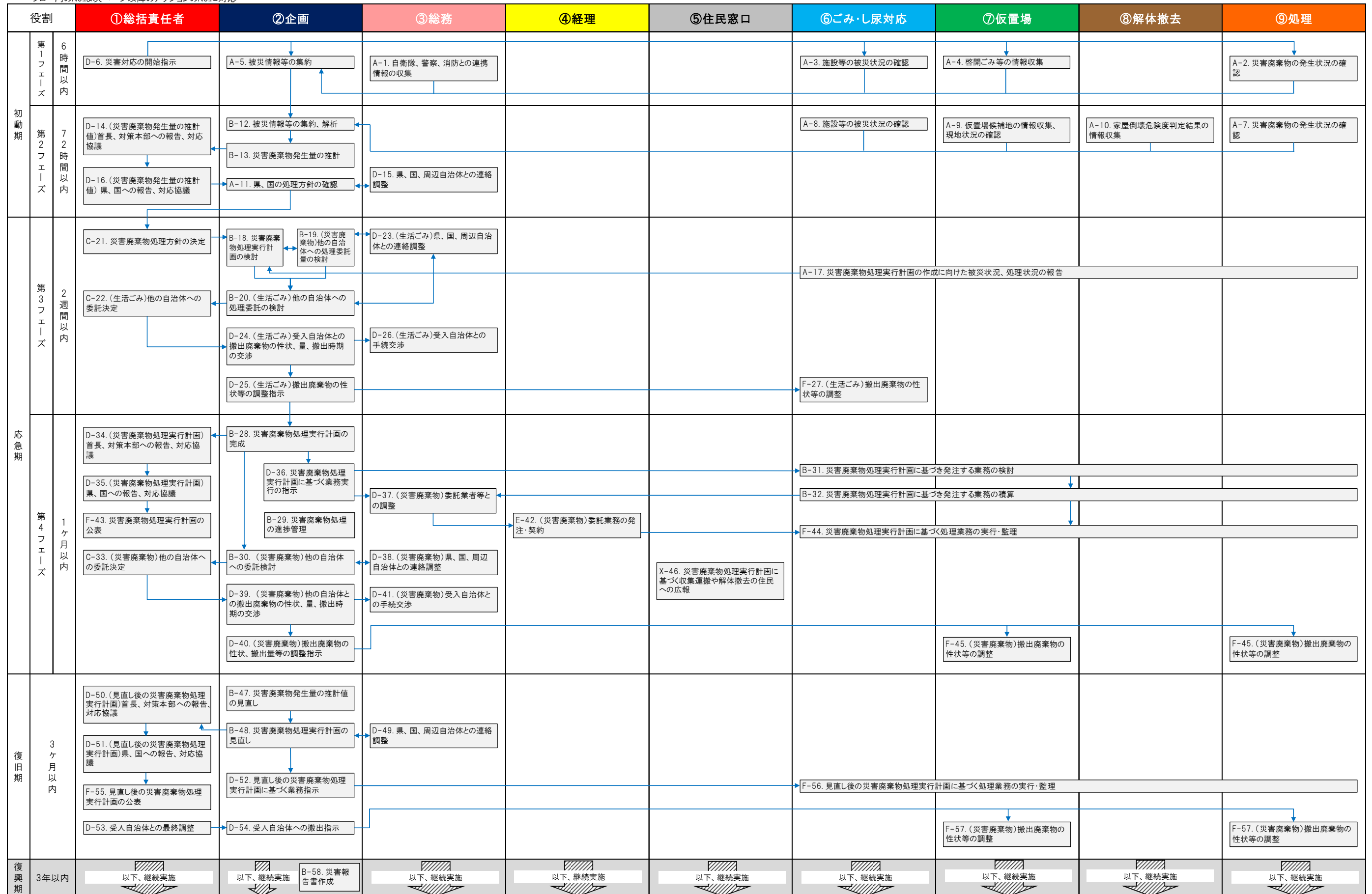
【アクション】



8. 業務アクション

【業務フロー】I 災害廃棄物処理実行計画の策定、見直し

A:情報収集 B:検討・解析 C:方針決定 D:指示・調整 E:契約 F:実行 X:広報
 フロー内のNo.は次ページ以降のアクションのNo.に対応



【アクション】I 災害廃棄物処理実行計画の策定、見直し

災害廃棄物処理実行計画は、早期の復旧・復興に向けて速やかに災害廃棄物の処理を行うため、発災後1ヶ月以内に策定する必要がある。そのため、効率的に取得・集約した被災情報を基に、自市町村の災害廃棄物発生量及び処理可能量等を把握し、県・国の処理方針に留意のうえ、迅速に処理方針を決定する。なお、自区内処理が困難な場合は、他の自治体への委託を検討し、受入が可能な自治体と調整を行う。

策定後は、本実行計画に基づき、処理業務を実行・監理するとともに、処理の進捗状況に応じて、適宜、実行計画を見直す。

なお近年は、災害廃棄物処理実行計画は策定せず、災害廃棄物処理を行う事例も見られるが、災害廃棄物処理のための検討事項は同様である。



A 情報収集

③ 総務	1. 自衛隊、警察、消防との連携情報の収集	⇒ 関連 ひながた p.17~
⑨ 処理	2. 災害廃棄物の発生状況の確認	⇒ 関連 ひながた p.13~
	注意点 ・担当範囲にこだわらず実行可能な者が実施	
	事前備え ・情報収集項目のリストを作成	
⑥ ごみ・し尿対応	3. 施設等の被災状況の確認	⇒ 関連 ひながた p.13~
	注意点 ・担当範囲にこだわらず実行可能な者が実施	
	事前備え ・情報収集項目のリストを作成済 ・有害廃棄物の保管量、保管場所を把握済	
⑦ 仮置場	4. 啓開ごみ等の情報収集	
	注意点 ・担当範囲にこだわらず実行可能な者が実施	
	事前備え ・情報収集項目のリストを作成済	
② 企画	5. 被災情報等の集約	
	事前備え ・情報の伝達方法を決定済（誰から誰へどうやって） ・庁内情報の伝達・周知方法を決定済（ホワイトボード、SNS、HP） ・各役割から収集する情報の内容を決定済	

D 指示・調整

① 総括責任者	6. 災害対応の開始指示
---------	--------------

A 情報収集

⑨ 処 理

7. 災害廃棄物の発生状況の確認

⇒ 関連 ひながた p.13～

注意点 ・担当範囲にこだわらず実行可能な者が実施

⑥ ごみ・し尿対応

8. 施設等の被災状況の確認

⇒ 関連 ひながた p.13～

注意点 ・担当範囲にこだわらず実行可能な者が実施

⑦ 仮 置 場

9. 仮置場候補地の情報収集、現地状況の確認

⇒ 関連 ひながた p.13～

注意点 ・担当範囲にこだわらず実行可能な者が実施

⑧ 解体撤去

10. 家屋倒壊危険度判定結果の情報収集

⇒ 関連 ひながた p.13～

注意点 ・担当範囲にこだわらず実行可能な者が実施

② 企 画

11. 県、国の処理方針の確認

⇒ 参考 資料編 p.2～

注意点 ・被災状況により県への事務委託を検討（委託する場合は、委託先との連携を踏まえた実行計画となる）

B 検討・解析

② 企 画

12. 被災情報等の集約、解析

② 企 画

13. 災害廃棄物発生量の推計

⇒ 参考 資料編 p.2～

注意点 ・被災家屋数等の情報に応じて適宜見直し

⇒ 関連 ひながた p.21～

事前備え ・災害廃棄物発生量の推計手順を決定済

D 指示・調整

① 総括責任者

14. (災害廃棄物発生量の推計値)首長、対策本部への報告、対応協議

注意点 ・災害廃棄物発生量の推計値の報告

③ 総 務

15. 県、国、周辺自治体との連絡調整

⇒ 関連 ひながた p.15～

注意点 ・県、国、周辺自治体との連絡調整は企画と連携**事前備え** ・連絡・調整窓口を決定済

① 総括責任者

16. (災害廃棄物発生量の推計値)県、国への報告、対応協議

注意点 ・災害廃棄物発生量の推計値の報告

A 情報収集

⑥ ごみ・し尿対応

⑦ 仮置場

⑧ 解体撤去

⑨ 処理

17. 災害廃棄物処理実行計画の作成に向けた被災状況、処理状況の報告

注意点 ・ 平時に策定された災害廃棄物処理計画に記載された使用予定の資機材等が被災していないか確認

B 検討・解析

② 企画

18. 災害廃棄物処理実行計画の検討

⇒ 参考 資料編 p.11～

注意点 ・ 自治体職員だけで計画作成が困難な場合は、他の自治体からの応援職員やコンサル等への外部委託も検討

⇒ 関連 ひながた p.20～

② 企画

19. (災害廃棄物)他の自治体への処理委託量の検討

注意点 ・ 災害廃棄物発生量を踏まえ、自区内での処理可能量を推計し、残りを他の自治体への処理委託量として検討

② 企画

20. (生活ごみ)他の自治体への処理委託の検討

注意点 ・ 県・国を通じて近隣自治体等での処理を模索

C 方針決定

① 総括責任者

21. 災害廃棄物処理方針の決定

① 総括責任者

22. (生活ごみ)他の自治体への委託決定

注意点 ・ 自治体の首長または総括責任者同士で確認

D 指示・調整

③ 総務

23. (生活ごみ)県、国、周辺自治体との連絡調整

注意点 ・ 県、国、周辺自治体との連絡調整は企画と連携

② 企画

24. (生活ごみ)受入自治体との搬出廃棄物の性状、量、搬出時期の交渉

② 企画

25. (生活ごみ)搬出廃棄物の性状等の調整指示

注意点 ・ 搬出する災害廃棄物の量と種別について、排出側と受入側で齟齬が無いよう調整

③ 総務

26. (生活ごみ)受入自治体との手続交渉

注意点 ・ 関連法に基づいた手続を実施

F 実行

⑥ ごみ・し尿対応

27. (生活ごみ)搬出廃棄物の性状等の調整

⇒ 関連 ひながた p.69～

注意点 ・ 受入先の要求品質を満たすよう調整

B 検討・解析

② 企画

28. 災害廃棄物処理実行計画の完成

⇒ 参考 資料編 p.11～

注意点 ・ 平時に策定された災害廃棄物処理計画と被災の実情を踏まえた実現可能な計画を検討

事前備え ・ 災害廃棄物処理実行計画の骨子案を作成済

② 企画

29. 災害廃棄物処理の進捗管理

注意点 ・ 各役割に担当業務の進捗管理、報告を指示する。各役割からの報告を受け、計画通りに進んでいるかを確認する。
・ 処理が終了するまで継続。

② 企画

30. (災害廃棄物)他の自治体への委託検討

⑥ ごみ・し尿対応

31. 災害廃棄物処理実行計画に基づき発注する業務の検討

⇒ 参考 資料編 p.13～

⑦ 仮置場

⑧ 解体撤去

⑨ 処 理

注意点 ・ 実行計画を踏まえて各役割が検討

⑥ ごみ・し尿対応

32. 災害廃棄物処理実行計画に基づき発注する業務の積算

⑦ 仮置場

⑧ 解体撤去

⑨ 処 理

注意点 ・ 実行計画を踏まえ、各役割が積算を実施

C 方針決定

① 総括責任者

33. (災害廃棄物)他の自治体への委託決定

注意点 ・ 自治体の首長または総括責任者同士で確認

D 指示・調整

① 総括責任者

34. (災害廃棄物処理実行計画)首長、対策本部への報告、対応協議

注意点 ・ 災害廃棄物処理実行計画の内容を報告

① 総括責任者

35. (災害廃棄物処理実行計画)県、国への報告、対応協議

注意点 ・ 災害廃棄物処理実行計画の内容を報告

② 企画

36. 災害廃棄物処理実行計画に基づく業務実行の指示

③ 総 務

37. (災害廃棄物)委託業者等との調整

⇒ 参考 資料編 p.13～

③ 総 務

38. (災害廃棄物)県、国、周辺自治体との連絡調整

注意点 ・ 県、国、周辺自治体との連絡調整は企画と連携

② 企画

39. (災害廃棄物)他の自治体との搬出廃棄物の性状、量、搬出時期の交渉

② 企画

40. (災害廃棄物)搬出廃棄物の性状、搬出量等の調整指示

注意点 ・ 搬出する災害廃棄物の種別、量、搬出時期・方法について、交渉結果に基づき調整を指示

③ 総務

41. (災害廃棄物)受入自治体との手続交渉

注意点 ・関連法に基づいた手続きを実施

E 契約

④ 経理

42. (災害廃棄物)委託業務の発注・契約

⇒ 参考 資料編 p.13~

注意点 ・応急期に限らず発注が行われる時期に対応

F 実行

① 総括責任者

43. 災害廃棄物処理実行計画の公表

⑥ ごみ・し尿対応

44. 災害廃棄物処理実行計画に基づく処理業務の実行・監理

⑦ 仮置場

注意点 ・受託業者と連携

⇒ 関連 ひながた p.20~

⑧ 解体撤去

⑨ 処理

⑦ 仮置場

45. (災害廃棄物)搬出廃棄物の性状等の調整

⑨ 処理

注意点 ・受入先の要求品質を満たすよう調整

X 広報

⑤ 住民窓口

46. 災害廃棄物処理実行計画に基づく収集運搬や解体撤去の住民への広報

発災前

第1フェーズ

第2フェーズ

第3フェーズ

第4フェーズ

復旧期

B 検討・解析

② 企画

47. 災害廃棄物発生量の推計値の見直し

⇒ 参考 資料編 p.2~

注意点 ・処理の進捗状況等の最新情報に基づき見直しを実施

② 企画

48. 災害廃棄物処理実行計画の見直し

⇒ 参考 資料編 p.11~

D 指示・調整

③ 総務

49. 県、国、周辺自治体との連絡調整

注意点 ・県、国、周辺自治体との連絡調整は企画と連携

① 総括責任者

50. (見直し後の災害廃棄物処理実行計画)首長、対策本部への報告、対応協議

注意点 ・見直し後の災害廃棄物処理実行計画の内容を報告

① 総括責任者

51. (見直し後の災害廃棄物処理実行計画)県、国への報告、対応協議

注意点 ・見直し後の災害廃棄物処理実行計画の内容を報告

② 企画

52. 見直し後の災害廃棄物処理実行計画に基づく業務指示

① 総括責任者

53. 受入自治体との最終調整

注意点 ・自治体の首長または総括責任者同士で確認

② 企 画

54. 受入自治体への搬出指示

F 実行

① 総括責任者

55. 見直し後の災害廃棄物処理実行計画の公表

⑥ ごみ・し尿対応

56. 見直し後の災害廃棄物処理実行計画に基づく処理業務の実行・監理

⑦ 仮置場

注意点 ・実行計画の見直しにあわせて、各役割の受託業者と連携

⑧ 解体撤去

⑨ 処 理

⑦ 仮置場

57. (災害廃棄物)搬出廃棄物の性状等の調整

⑨ 処 理

注意点 ・受入先の要求品質を満たすように調整

※参考

発 災 前

第1フェーズ

第2フェーズ

第3フェーズ

第4フェーズ

復 旧 期

復 興 期

B 検討・解析

② 企 画

58. 災害報告書作成

- 注意点**
- ・災害等廃棄物処理事業補助金を活用するため、災害査定に必要な災害報告書を作成する。
 - ・報告書に必要な書類は膨大なものとなる場合があるので、各役割に必要な書類の作成、準備を指示する。

⇒ 必読！資料編 参照

(市町村追録箇所)

他の自治体	住所	TEL	担当課 担当者等
●●	高知県●●	088-●●-●●●●	●●課 ●●

協定団体	住所	TEL	担当課 担当者等
●●	高知県●●	088-●●-●●●●	●●課 ●●

(情報確認項目)

第1フェーズ

役割 アクションNo.	確認項目	具体的な確認事項	確認方法 (ヒアリング先)
③総務 1.	自衛隊、警察、消防との連携情報	関係部局の連絡先/担当者	地域防災計画
⑨処理 2.	災害廃棄物の発生状況	家屋の被害状況(全半壊/火災/床上・床下浸水)	目視 (対策本部)
		津波浸水範囲	
		道路啓開の実施状況	
		有害廃棄物の発生状況	
⑥ごみ・し尿 対応 3.	施設等の被災状況	建屋の被害	目視 (対策本部) (施設等)
		処理施設の被害	
		下水道管の被害	
		断水の有無	
		停電の有無	
		津波被害	(車両所有者)
		収集運搬車両等の被害	緊急稼働マニュアル/BCP
備蓄燃料・薬剤の状況	目視 緊急稼働マニュアル/BCP		
⑦仮置場 4.	啓開ごみ等の情報	家屋の被害状況(全半壊/火災/床上・床下浸水)	目視 (対策本部)
		津波浸水範囲	
		道路啓開の実施状況	
		仮置場候補地リスト	災廃計画
②企画 5.	被災情報等の集約	収集した上記の情報の集約	-

第2フェーズ

役割 アクションNo.	確認項目	具体的な確認事項	確認方法 (ヒアリング先)
⑨処理 7.	災害廃棄物の発生状況	家屋の被害状況(全半壊/火災/床上・床下浸水)【更新】	目視 (対策本部)
		津波浸水範囲【更新】	
		道路啓開の実施状況【更新】	
		有害廃棄物の発生状況【更新】	
		災害廃棄物発生量の推計値及び要処理量	災廃計画 (対策本部)
⑥ごみ・し尿 対応 8.	施設等の被災状況	災害用トイレの設置状況	目視 (対策本部)
		災害用トイレの支援受入状況	(対策本部)
		収集対象し尿の推計値	災廃計画
		(生活)ごみ収集・処理の進捗状況	(施設等)
		(生活)ごみの推計発生量	災廃計画 (対策本部)

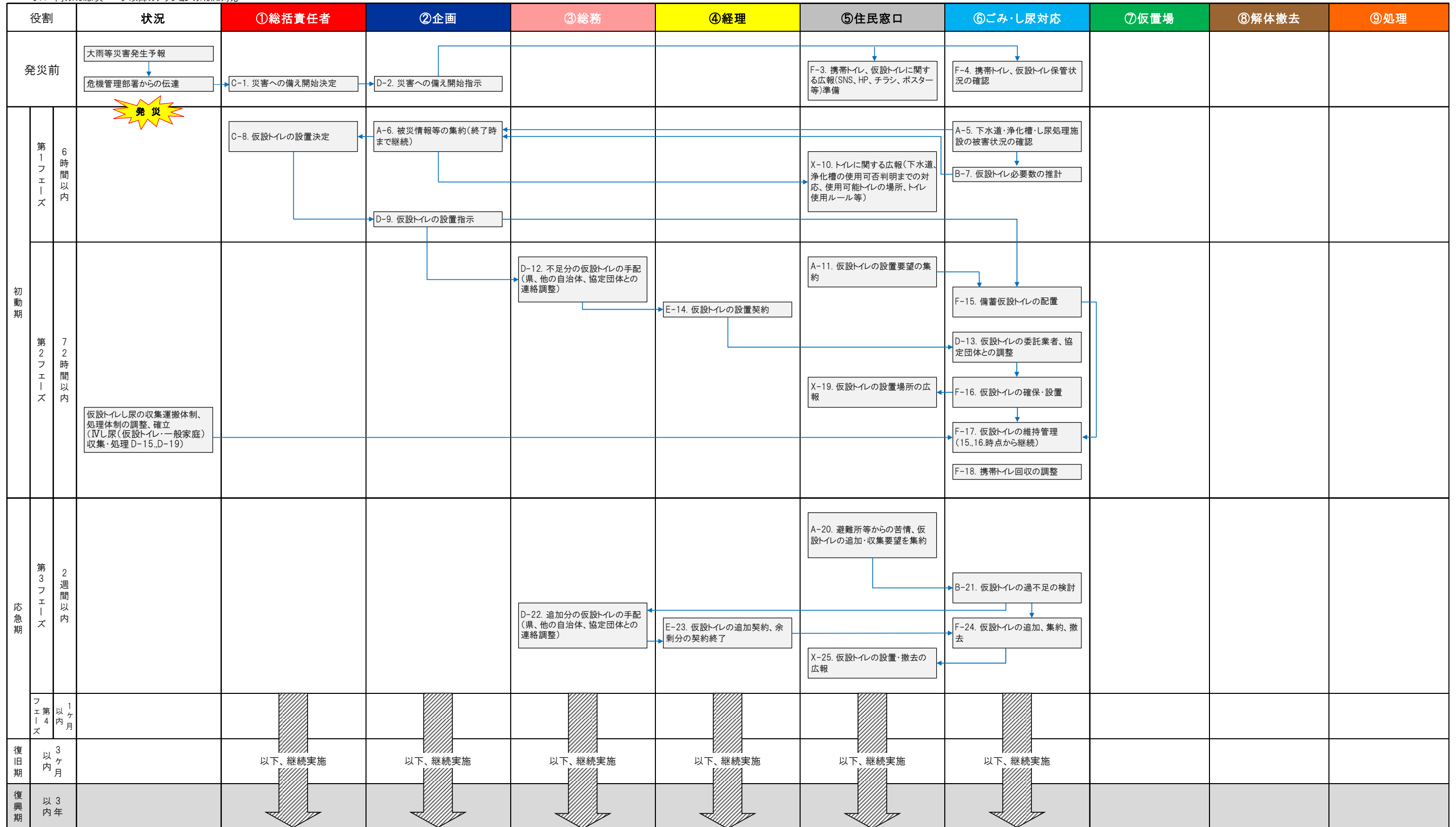
役割 アクションNo.	確認項目	具体的な確認事項	確認方法 (ヒアリング先)
⑦仮置場 9.	仮置場候補地の 情報収集、現地 状況	仮置場候補地の津波浸水の有無	目視 (対策本部)
		仮置場候補地の液状化の有無	
		仮置場候補地のその他の被災状況	
		仮置場候補地へのアクセス状況	
⑧解体撤去 10.	家屋倒壊危険度 判定結果の情報	家屋の応急危険度判定結果(調査済/要注意/危険)	(対策本部)
		道路啓開の実施状況	目視 (対策本部)
②企画 11.	県、国の処理方 針	処理期間	国、県の災害廃棄物処理指針、通知
		処理方針	
		国庫補助対象項目	

第3フェーズ

役割 アクションNo.	確認項目	具体的な確認事項	確認方法 (ヒアリング先)
⑥ごみ・し尿 対応 ⑦仮置場 ⑧解体撤去 ⑨処理 17.	災害廃棄物処理 実行計画の作成 に向けた被災状 況、処理状況	第1～2フェーズまでの収集情報の更新	-
		国(環境省)が実施する衛星画像・空中写真を用いた、被災状況・災害廃棄物発生量の推計結果	(国:環境省)
		被災家屋の罹災証明の交付状況	(対策本部)
		仮置場の配置・開設の準備状況	災廃計画
		災害廃棄物の再利用・再資源化/処理・処分計画	災廃計画

【業務フロー】Ⅱ 仮設トイレの設置、維持管理、撤去

A:情報収集 B:検討・解析 C:方針決定 D:指示・調整 E:契約 F:実行 X:広報
 フロー内のNo.は次ページ以降のアクションのNo.に対応



【アクション】Ⅱ 仮設トイレの設置、維持管理、撤去

仮設トイレは、下水道や浄化槽に被害があった場合設置する必要がある。被害の恐れがある場合は、下水道・浄化槽の使用禁止と携帯トイレの使用を周知しつつ、発災後6時間以内には、下水道・浄化槽・し尿処理施設の被害状況の確認、備蓄仮設トイレの設置要否の確認を行う必要がある。

なお、下水道、浄化槽の被害状況等により、トイレの必要数が異なることに留意するとともに、トイレの種別(和式・洋式)、備品・消耗品の確保についても配慮する。

発災前	第1フェーズ	第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	復旧期
C 方針決定					
① 総括責任者	1. 災害への備え開始決定 注意点 ・災害への備え開始は地域防災計画における対応開始の契機による。 (〇〇警報発令、災害対策本部設置 等)				
D 指示・調整					
② 企画	2. 災害への備え開始指示				
F 実行					
⑤ 住民窓口	3. 携帯トイレ、仮設トイレに関する広報(SNS、HP、チラシ、ポスター等)準備				
⑥ ごみ・し尿対応	4. 携帯トイレ、仮設トイレ保管状況の確認				

発災前	第1フェーズ	第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	復旧期
A 情報収集					
⑥ ごみ・し尿対応	5. 下水道・浄化槽・し尿処理施設の被害状況の確認 注意点 ・断水状況も確認 事前備え ・下水道、浄化槽、農業集落排水、漁業集落排水部門等との連携方法を決定済 ・情報収集項目のリストを作成済				
② 企画	6. 被災情報等の集約(終了時まで継続) 事前備え ・情報伝達方法を決定済 ・庁内情報の伝達方法・周知方法を決定済				

B 検討・解析

⑥ ごみ・し尿対応

7. 仮設トイレ必要数の推計

⇒ 参考 資料編 p.15～

注意点 ・避難人数、下水道区域被災情報にあわせて必要数を推計

事前備え ・仮設トイレ必要数の算出方法を決定済 ⇒ 関連 ひながた p.66～

C 方針決定

① 総括責任者

8. 仮設トイレの設置決定

D 指示・調整

② 企画

9. 仮設トイレの設置指示

X 広報

⑤ 住民窓口

10. トイレに関する広報(下水道、浄化槽の使用可否判明までの対応、使用可能トイレの場所、トイレ使用ルール等)

注意点 ・下水道、浄化槽が被災している可能性がある場合は、トイレを使用せず、携帯トイレを使用することを広報
・避難所への避難者だけでなく、自宅等避難者に対する広報も必要
・避難所に加え、自宅等避難者が使用できるトイレの場所を広報
・携帯トイレの廃棄方法、使用済トイレトペーパーを便槽に入れない、ビニール袋等で分別する等の仮設トイレ使用ルールを広報

事前備え ・発災時の広報担当部署と調整のうえ、広報の方法を決定済
・発災時のトイレの広報チラシの電子データ作成、印刷・保管を実施済
・携帯トイレ・簡易トイレの配布方法、排出方法を決定済

発災前

第1フェーズ

第2フェーズ

第3フェーズ

第4フェーズ

復旧期

A 情報収集

⑤ 住民窓口

11. 仮設トイレの設置要望の集約

D 指示・調整

③ 総務

12. 不足分の仮設トイレの手配(県、他の自治体、協定団体との連絡調整)

⇒ 参考 資料編 p.15～

⇒ 関連 ひながた p.65～

注意点 ・高齢者、障害者用に洋式の確保を優先
・不足を想定し、可能な限り余裕分も確保

事前備え ・トイレのレンタル業者との災害協定を締結済

⑥ ごみ・し尿対応

13. 仮設トイレの委託業者、協定団体との調整

E 契約

④ 経 理

14. 仮設トイレの設置契約

F 実行

⑥ ごみ・し尿対応

15. 備蓄仮設トイレの配置

⇒ 参考 資料編 p.15～

- 注意点**
- ・「8.仮設トイレの設置決定」後、備蓄している仮設トイレの設置を速やかに実施
 - ・仮設トイレ設置後、早ければ翌日にはし尿収集運搬が必要となるため、「IVし尿（仮設トイレ・一般家庭）収集・処理」による収集運搬手段、処理先を確保しておく必要がある
 - ・おむつ、生理用品、消毒液等老若男女に対応した消耗品、備品等の確保は仮設トイレ管理者が調整

事前備え

- ・仮設トイレを備蓄済
- ・備蓄分の仮設トイレの運搬・設置方法を決定済
- ・マンホールトイレに関する下水道、農業集落排水、漁業集落排水部門等との連携方法を決定済
- ・仮設トイレし尿の収集運搬手段、搬出先を決定済（発災後は「IVし尿（仮設トイレ・一般家庭）収集・処理」による）
- ・避難所管理者との情報共有、対応者の調整方法を決定済

⇒ 関連 ひながた p.65～

⑥ ごみ・し尿対応

16. 仮設トイレの確保・設置

- 注意点**
- ・委託業者、協定団体からレンタルした仮設トイレを設置

⑥ ごみ・し尿対応

17. 仮設トイレの維持管理(15.,16.時点から継続)

⇒ 参考 資料編 p.16～

- 注意点**
- ・各仮設トイレの利用状況に合わせて定期的に収集

事前備え

- ・処理施設の被災時の受入先を決定済

⑥ ごみ・し尿対応

18. 携帯トイレ回収の調整

- 注意点**
- ・「Ⅲごみ（避難所・一般家庭）収集・処理」での避難所ごみ、一般家庭それぞれの収集運搬とあわせて実施

X 広 報

⑤ 住民窓口

19. 仮設トイレの設置場所の広報

- 注意点**
- ・仮設トイレの設置後、速やかに実施
 - ・避難所に加え、自宅等避難者に対しても広報する

A 情報収集

- ⑤ 住民窓口 20. 避難所等からの苦情、仮設トイレの追加・収集要望を集約

B 検討・解析

- ⑥ ごみ・し尿対応 21. 仮設トイレの過不足の検討
- 注意点**
- ・20.の情報等を基に、不足する場合は、必要に応じて配置数・場所を見直し、追加を検討
 - ・契約解除は、下水道の復旧や仮設住宅の整備状況等から判断（下水道、仮設住宅部署等との連携）
- 事前備え**
- ・下水道・仮設住宅の部署からの情報収集方法を決定済

D 指示・調整

- ③ 総務 22. 追加分の仮設トイレの手配（県、他の自治体、協定団体との連絡調整）

E 契約

- ④ 経理 23. 仮設トイレの追加契約、余剰分の契約終了

F 実行

- ⑥ ごみ・し尿対応 24. 仮設トイレの追加、集約、撤去

X 広報

- ⑤ 住民窓口 25. 仮設トイレの設置・撤去の広報

仮設トイレ、携帯トイレ等の使用が継続している場合は第3フェーズの対応を継続

(市町村追録箇所)

下水処理施設	住所	TEL	担当課 担当者等
●●	高知県●●	088-●●-●●●●	●●課 ●●

し尿処理施設	住所	TEL	担当課 担当者等
●●	高知県●●	088-●●-●●●●	●●課 ●●

協定団体	住所	TEL	担当課 担当者等
●●	高知県●●	088-●●-●●●●	●●課 ●●

(情報確認項目)

第1フェーズ

役割 アクションNo.	確認項目	具体的な確認事項	確認方法 (ヒアリング先)
⑥ごみ・し尿 対応 5.	下水道・浄化槽・ し尿処理施設の 被害状況	建屋の被害	目視 (対策本部) (処理施設)
		処理施設の被害	
		下水道管の被害	
		断水の有無	
		停電の有無	
		津波被害の有無	
		収集運搬車両等の被害	(車両所有者)
		備蓄燃料・薬剤の状況	緊急稼働マニュアル/BCP
	処理施設へのアクセスの可否	目視 緊急稼働マニュアル/BCP	
②企画 6.	被災情報等の集約(終了時まで継続)	収集した上記の情報の集約	-

第2フェーズ

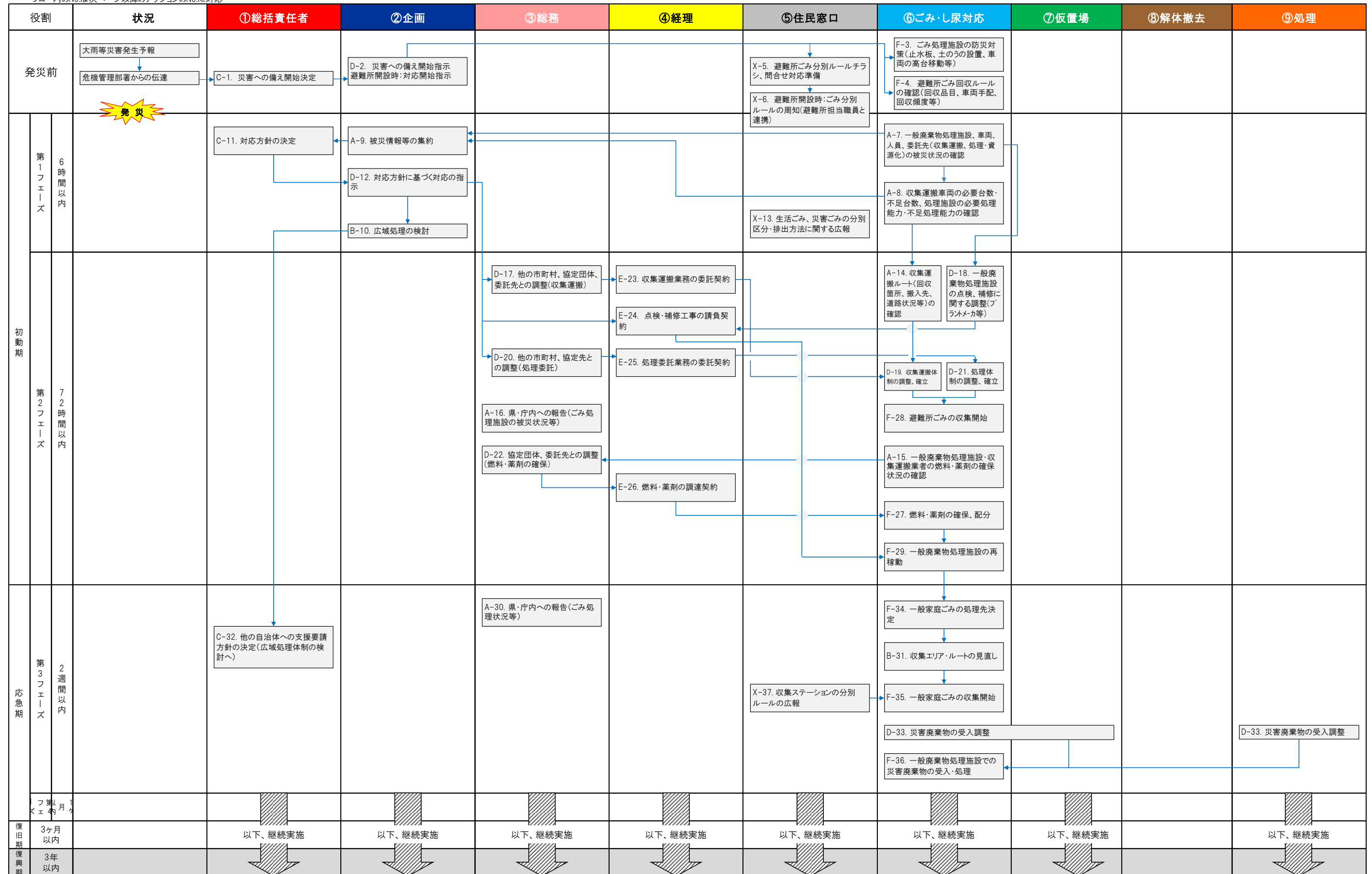
役割 アクションNo.	確認項目	具体的な確認事項	確認方法 (ヒアリング先)
⑤住民窓口 11.	仮設トイレの設置 要望	避難所ごとの仮設トイレの要望基数	(避難所等)

第3フェーズ

役割 アクションNo.	確認項目	具体的な確認事項	確認方法 (ヒアリング先)
⑤住民窓口 20.	避難所等からの 苦情、仮設トイレ の追加・収集要望	避難所ごとの仮設トイレの要望基数【更新】	(避難所等)
		避難所ごとのし尿収集頻度の要望	

【業務フロー】Ⅲ ごみ（避難所・一般家庭）収集・処理

A:情報収集 B:検討・解析 C:方針決定 D:指示・調整 E:契約 F:実行 X:広報
 フロー内のNo.は次ページ以降のアクションのNo.に対応



【アクション】Ⅲ ごみ（避難所・一般家庭）収集・処理

災害発生後は、避難所・一般家庭の生活ごみと被災家屋等の片づけごみが収集ステーションに混在する恐れがあるため、発災後 6 時間以内に分別区分・排出方法等を広報し、道端ごみや混合ごみの発生を抑制する必要がある。さらに、発災後 72 時間以内には、ごみ焼却施設・収集運搬業者の被災状況、運搬可能ルートを確認し、速やかに避難所のごみ収集を開始する。

なお、収集車両が不足する場合や焼却施設が被災した場合は、他の市町村や協定団体と調整のうえ、広域処理の検討を行う。

発災前 / 第1フェーズ / 第2フェーズ / 第3フェーズ / 第4フェーズ / 復旧期

C 方針決定

① 総括責任者

1. 災害への備え開始決定

注意点 ・災害への備え開始は地域防災計画における対応開始の契機による。
（〇〇警報発令、災害対策本部設置 等）

D 指示・調整

② 企画

2. 災害への備え開始指示

避難所開設時：対応開始指示

F 実行

⑥ ごみ・し尿対応

3. ごみ処理施設の防災対策（止水板、土のうの設置、車両の高台移動等）

⑥ ごみ・し尿対応

4. 避難所ごみ回収ルールの確認（回収品目、車両手配、回収頻度等）

X 広報

⑤ 住民窓口

5. 避難所ごみ分別ルールチラシ、問合せ対応準備

事前備え ・災害時の避難所ごみの分別方法を決定済
・避難所ごみの分別等に関するチラシの印刷・保管を実施済
・避難所の広報等に関する避難所担当部署との事前調整を実施済

⑤ 住民窓口

6. 避難所開設時：ごみ分別ルールの周知（避難所担当職員と連携）

注意点 ・発災前、発災後いずれの場合も、避難所開設と同時に避難者に周知
・避難所管理者と連携し、ごみの保管場所・衛生管理方法を広報

F 実行

- ⑥ ⑥ ⑥ ⑥
27. 燃料・薬剤の確保、配分
注意点 ・23.、26. 契約後、収集運搬業務の委託先へ連絡、配分
28. 避難所ごみの収集開始 ⇒ 参考 資料編 p.19~
注意点 ・携帯トイレ・簡易トイレ、おむつ、腐敗ごみを優先収集
事前備え ・災害時の医療系廃棄物・危険物の取扱方法を決定済
・処理施設が被災した時の搬出先を決定済 ⇒ 関連 ひながた p.71~
29. 一般廃棄物処理施設の再稼働
注意点 ・再稼働不可の場合は、プラントメーカーと補修に関する協議
事前備え ・再稼働前点検項目のリスト・方法を作成済
・プラントメーカーと災害協定を締結済
・処理施設の運転不可時の対応方法を検討済（ごみピット内積上げ、一時仮置場所等）

発災前

第1フェーズ

第2フェーズ

第3フェーズ

第4フェーズ

復旧期

A 情報収集

- ③ 総務 30. 県・市内への報告（ごみ処理状況等）
注意点 ・34. の処理再開以後、一般廃棄物処理施設での処理状況を報告

B 検討・解析

- ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ 31. 収集エリア・ルートの見直し
注意点 ・道路啓開状況、道端ごみの発生状況等に応じた収集エリア・ルートの見直し

C 方針決定

- ① 総括責任者 32. 他の自治体への支援要請方針の決定（広域処理体制の検討へ）
注意点 ・避難所、一般家庭からの生活ごみの広域処理を決定
・災害廃棄物の広域処理体制に留意のうえ、生活ごみの広域処理体制を検討

D 指示・調整

- ⑥ ⑦ ⑨ ⑥ ⑦ ⑨ 33. 災害廃棄物の受入調整
注意点 ・処理方針において、一般廃棄物処理施設での災害廃棄物処理を決定した場合、⑥ごみ・し尿対応、⑦仮置場、⑨処理が連携
・⑦仮置場が災害廃棄物の性状の報告・調整、⑥ごみ・し尿対応及び⑨処理が受入条件（性状・量）を提示

F 実行

⑥ ごみ・し尿対応

34. 一般家庭ごみの処理先決定

⑥ ごみ・し尿対応

35. 一般家庭ごみの収集開始

⇒ 関連 ひながた p.69～

注意点 ・腐敗ごみ、使用済み携帯トイレ等を優先収集

⑥ ごみ・し尿対応

36. 一般廃棄物処理施設での災害廃棄物の受入・処理

X 広報

⑤ 住民窓口

37. 収集ステーションの分別ルールの広報

注意点 ・生活ごみと片づけごみのそれぞれの分別区分、排出場所の明確化
・優先収集対象ごみの周知

発災前

第1フェーズ

第2フェーズ

第3フェーズ

第4フェーズ

復旧期

第3フェーズの対応を継続

(市町村追録箇所)

収集運搬業者	住所	TEL	担当課 担当者等
●●	高知県●●	088-●●-●●●●	●●課 ●●

一般廃棄物処理施設	住所	TEL	担当課 担当者等
●●	高知県●●	088-●●-●●●●	●●課 ●●

協定団体	住所	TEL	担当課 担当者等
●●	高知県●●	088-●●-●●●●	●●課 ●●

(情報確認項目)

第1フェーズ

役割 アクションNo.	確認項目	具体的な確認事項	確認方法 (ヒアリング先)
⑥ごみ・し尿 対応 7.	一般廃棄物処理施設、車両、人員、委託先(収集運搬、処理・資源化)の被災状況	建屋の被害	目視 (対策本部、施設管理者、組合、委託業者)
		処理施設の被害	
		断水の有無	
		停電の有無	
		津波被害	目視 緊急稼働マニュアル/BCP
		施設へのアクセスの可否	
		平時のごみ収集運搬体制・業者	
災害時の協定締結業者			
上記業者・車両の被災の有無	(車両所有者)		
⑥ごみ・し尿 対応 8.	収集運搬車両の必要台数・不足台数、処理施設の必要処理能力・不足処理能力	開設避難所数	(対策本部)
		避難者数	災廃計画 (対策本部)
		避難所ごみ・一般家庭ごみ発生量の推計値	
		搬出(処分)先の受入体制	(処理施設)
②企画 9.	被災情報等の集約	収集した上記の情報を集約	-

第2フェーズ

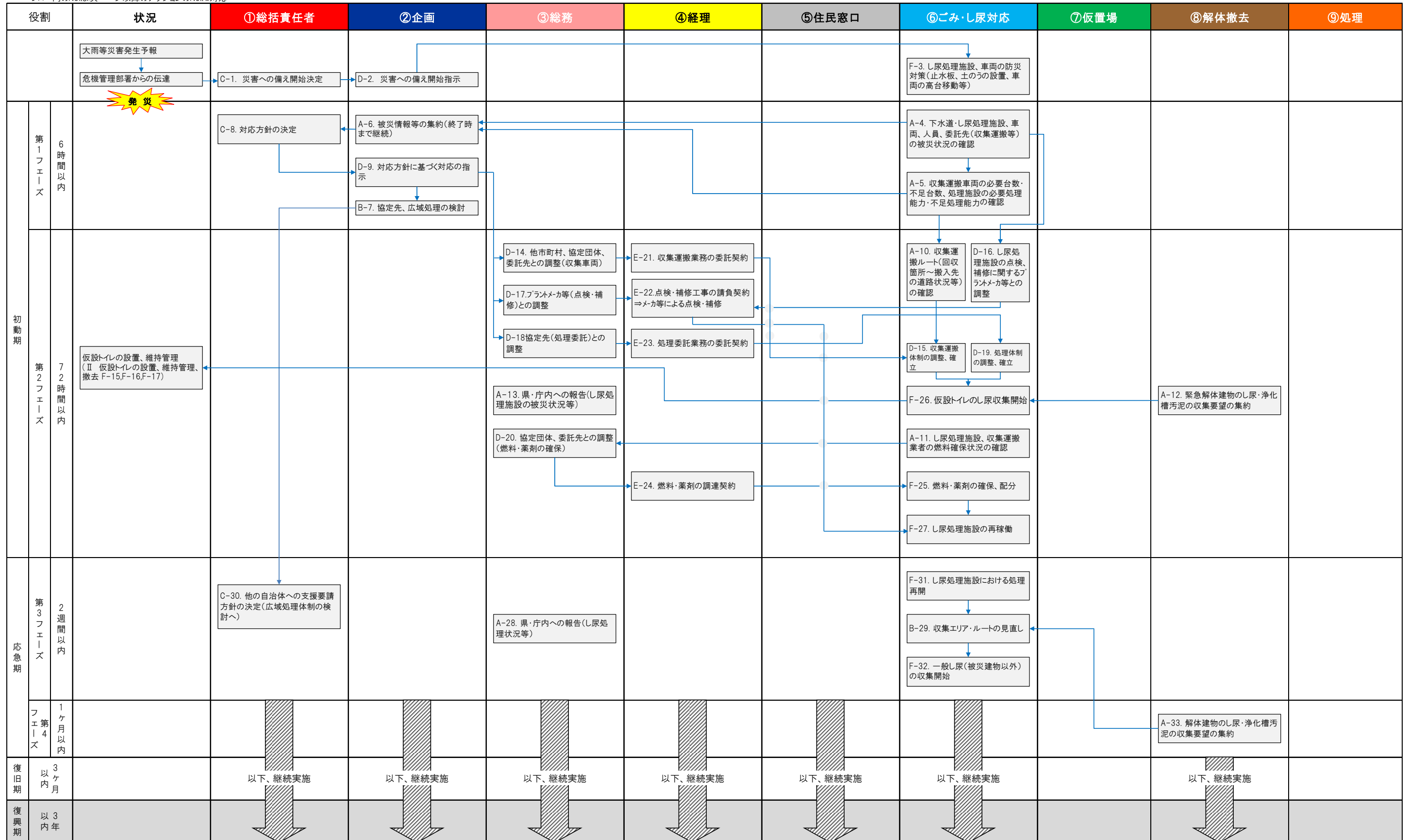
役割 アクションNo.	確認項目	具体的な確認事項	確認方法 (ヒアリング先)
⑥ごみ・し尿 対応 14.	収集運搬ルート(回収箇所、搬入先、道路状況等)	要収集施設数	(対策本部)
		平時の収集運搬ルート	
		道路啓開情報	
		搬出(処分)先の受入体制	
⑥ごみ・し尿 対応 15.	一般廃棄物処理施設・収集運搬業者の燃料・薬剤の確保状況	燃料・薬剤等の備蓄量	緊急稼働マニュアル/BCP
		国、他の自治体からの燃料等の支援状況	(対策本部)
③総務 16.	県・市内への報告(ごみ処理施設の被災状況)	企画が集約した情報から一般廃棄物処理施設の被災状況・再稼働状況を報告	(企画)

第3フェーズ

役割 アクションNo.	確認項目	具体的な確認事項	確認方法 (ヒアリング先)
③総務 30.	県・市内への報告(ごみ処理状況等)	企画が集約した情報から一般廃棄物処理施設の処理状況を報告	(企画)

【業務フロー】Ⅳ し尿（仮設トイレ・一般家庭）収集・処理

A:情報収集 B:検討・解析 C:方針決定 D:指示・調整 E:契約 F:実行 X:広報
 フロー内のNo.は次ページ以降のアクションのNo.に対応



【アクション】Ⅳ し尿（仮設トイレ・一般家庭）収集・処理

仮設トイレは設置後、定期的に収集・処理を行わないと、便槽が溢れ使用できなくなるため、仮設トイレの利用者数によるが、設置後 72 時間以内には収集を開始する必要がある。また、一般家庭や事業所の汲み取り式トイレは1～2 か月ごとには汲み取りを行う必要がある。

下水処理施設・し尿処理施設・収集運搬業者の被災状況、運搬可能ルートを確認し、速やかに仮設トイレ・一般家庭のし尿収集を開始する。

収集車両が不足する場合やし尿処理施設が被災した場合は、下水道管理者、他の市町村、協定団体と調整を図り、下水道処理や広域処理の検討を行う。

なお、使用済み携帯トイレは一般に焼却処理されるため、「Ⅲ ごみ（避難所・一般家庭）収集・処理」で扱うものとする。

発災前

第1フェーズ

第2フェーズ

第3フェーズ

第4フェーズ

復旧期

C 方針決定

① 総括責任者

1. 災害への備え開始決定

注意点 ・災害への備え開始は地域防災計画における対応開始の契機による。
（〇〇警報発令、災害対策本部設置 等）

D 指示・調整

② 企画

2. 災害への備え開始指示

F 実行

⑥ ごみ・し尿対応

3. し尿処理施設、車両の防災対策（止水板、土のうの設置、車両の高台移動等）

発災前

第1フェーズ

第2フェーズ

第3フェーズ

第4フェーズ

復旧期

A 情報収集

⑥ ごみ・し尿対応

4. 下水道・し尿処理施設、車両、人員、委託先（収集運搬等）の被災状況の確認

注意点 ・下水道の被災情報は、下水道部局、災害対策本部、県等より入手
⇒ 参考 資料編 p.20～

事前備え ・情報収集項目のリストを作成済 ⇒ 関連 ひながた p.13～

⑥ ごみ・し尿対応

5. 収集運搬車両の必要台数・不足台数、処理施設の必要処理能力・不足処理能力の確認

事前備え ・情報収集項目のリストを作成済 ⇒ 関連 ひながた p.65～

② 企 画 6. 被災情報等の集約(終了時まで継続)

B 検討・解析

② 企 画 7. 協定先、広域処理の検討

注意点 ・し尿の協定先への処理委託や広域処理を検討

C 方針決定

① 総括責任者 8. 対応方針の決定

注意点 ・し尿の収集運搬、処理に関し、他の自治体、協定団体、委託先等への応援要請方針を決定

D 指示・調整

② 企 画 9. 対応方針に基づく対応の指示

発 災 前

第 1 フェーズ

第 2 フェーズ

第 3 フェーズ

第 4 フェーズ

復 旧 期

A 情報収集

⑥ ごみ・し尿対応 10. 収集運搬ルート(回収箇所～搬入先の道路状況等)の確認

⇒ 関連 ひながた p.71～

事前備え ・仮設トイレ設置位置、周辺道路状況の把握方法を決定済

⑥ ごみ・し尿対応 11. し尿処理施設、収集運搬業者の燃料確保状況の確認

注意点 ・被災状況によっては前倒しで実施

⑧ 解体撤去 12. 緊急解体建物のし尿・浄化槽汚泥の収集要望の集約

③ 総 務 13. 県・庁内への報告(し尿処理施設の被災状況等)

D 指示・調整

③ 総 務 14. 他の市町村、協定団体、委託先との調整(収集車両)

事前備え ・し尿収集運搬業者との災害協定を締結済(委託費用を含めて)

⑥ ごみ・し尿対応 15. 収集運搬体制の調整、確立

⇒ 参考 資料編 p.21～

注意点 ・委託する場合、21. 契約後、契約先と調整

事前備え ・被災時の運搬ルートを決済済

⑥ ごみ・し尿対応 16. し尿処理施設の点検、補修に関するプラントメーカー等との調整

注意点 ・運転委託事業者やメンテナンス委託事業者と施設復旧に向けた調整

③ 総 務 17. プラントメーカー等(点検・補修)との調整

事前備え ・プラントメーカー等との災害協定を締結済

- ③ 総務 18. 協定先(処理委託)との調整
事前備え ・し尿処理に関する災害協定を締結済み
- ⑥ ごみ・し尿対応 19. 処理体制の調整、確立
- ③ 総務 20. 協定団体、委託先との調整(燃料・薬剤の確保) ⇒ 参考 資料編 p.21～
事前備え ・燃料・薬剤の供給業者との災害協定を締結済(購入費用を含む)

E 契約

- ④ 経理 21. 収集運搬業務の委託契約
- ④ 経理 22. 点検・補修工事の請負契約
注意点 ・プラントメーカー等との契約。契約締結後、プラントメーカー等による点検・補修が行われる
- ④ 経理 23. 処理委託業務の委託契約
- ④ 経理 24. 燃料・薬剤の調達契約

F 実行

- ⑥ ごみ・し尿対応 25. 燃料・薬剤の確保、配分 ⇒ 参考 資料編 p.22～
注意点 ・21、24. 契約後、収集運搬業務の委託先へ連絡、配分
- ⑥ ごみ・し尿対応 26. 仮設トイレのし尿収集開始 ⇒ 参考 資料編 p.22～
注意点 ・下水道処理区域内の仮設トイレ設置地域の収集も実施
⇒ 関連 ひながた p.65～
- ⑥ ごみ・し尿対応 27. し尿処理施設の再稼働 ⇒ 参考 資料編 p.22～
注意点 ・再稼働不可の場合は、プラントメーカーと補修に関する協議
事前備え ・プラントメーカーと災害協定を締結済
・処理施設運転不可時の対応方法を検討済(受入貯槽投入、下水投入等)

発災前 / 第1フェーズ / 第2フェーズ / **第3フェーズ** / 第4フェーズ / 復旧期

A 情報収集

- ③ 総務 28. 県・市内への報告(し尿処理状況等)
注意点 ・31. の実行よりし尿処理施設での処理状況を報告

B 検討・解析

- ⑥ ごみ・し尿対応 29. 収集エリア・ルートの見直し
注意点 ・下水道の復旧、道路啓開に応じた収集エリア、ルートの見直し

C 方針決定

① 総括責任者

30. 他の自治体への支援要請方針の決定(広域処理体制の検討へ)

注意点

- ・し尿の広域処理を決定
- ・災害廃棄物の広域処理体制に留意のうえ、し尿の広域処理体制を検討

F 実行

⑥ ごみ・し尿対応

31. し尿処理施設における処理再開

注意点

- ・し尿処理施設が再稼働しない場合、委託処理の継続や広域処理を行う。

⑥ ごみ・し尿対応

32. 一般し尿(被災建物以外)の収集開始

発災前

第1フェーズ

第2フェーズ

第3フェーズ

第4フェーズ

復旧期

第3フェーズの対応を継続

A 情報収集

⑧ 解体撤去

33. 解体建物のし尿・浄化槽汚泥の収集要望の集約

発災前

第1フェーズ

第2フェーズ

第3フェーズ

第4フェーズ

復旧期

第4フェーズの対応を継続

(市町村追録箇所)

収集運搬業者	住所	TEL	担当課 担当者等
●●	高知県●●	088-●●-●●●●	●●課 ●●

し尿処理施設	住所	TEL	担当課 担当者等
●●	高知県●●	088-●●-●●●●	●●課 ●●

協定団体	住所	TEL	担当課 担当者等
●●	高知県●●	088-●●-●●●●	●●課 ●●

(情報確認項目)

第1フェーズ

役割 アクションNo.	確認項目	具体的な確認事項	確認方法 (ヒアリング先)
⑥ごみ・し尿 対応 4.	下水道・し尿処理 施設、車両、人 員、委託先(収集 運搬等)の被災状 況	建屋の被害	目視 (対策本部)
		処理施設の被害	
		下水道管の被害	
		断水の有無	
		停電の有無	
		津波被害	
		施設へのアクセスの可否	目視 緊急稼働マニユ アル/BCP
		平時のし尿収集運搬体制・業者 災害時の協定締結業者 上記業者・車両の被災の有無	災廃計画 (処理施設)
⑥ごみ・し尿 対応 5.	収集運搬車両の 必要台数・不足 台数、処理施設 の必要処理能力・ 不足処理能力	開設避難所数	(対策本部)
		避難者数	
		し尿発生量の推計値	災廃計画 (対策本部)
		搬出(処分)先の受入体制	(処理施設)
②企画 6.	被災情報等の集 約(終了時まで継 続)	収集した上記の情報を集約	-

第2フェーズ

役割 アクションNo.	確認項目	具体的な確認事項	確認方法 (ヒアリング先)
⑥ごみ・し尿 対応 10.	収集運搬ルート (回収箇所～搬 入先の道路状況 等)	平時のし尿運搬体制・業者 災害時の協定締結業者 上記業者・車両の被災の有無	災廃計画 (車両所有者)
		収集必要範囲(避難所、仮設トイレ設置個所)	目視 (対策本部)
		収集運搬可能ルート	
		道路啓開の実施状況	
		他の自治体からの支援体制	
		受入(処分)先の受入体制	処理施設
		仮設トイレの不足数量	(避難所等)
		使用可能な仮設トイレの全数量	災廃計画
		設置済/未設置の仮設トイレの数量	(避難所等)
		⑥ごみ・し尿 対応 11.	し尿処理施設、収 集運搬業者の燃 料確保状況
国、他の自治体からの燃料等の支援状況	(対策本部)		
⑧解体撤去 12.	緊急解体建物の し尿・浄化槽汚泥 の収集要望	浄化槽汚泥を有する緊急解体建物の情報	(対策本部)
③総務 13.	県・庁内への報告 (し尿処理施設の 被災状況等)	企画が集約した情報から、し尿処理施設の被災状 況・再稼働状況を報告	(企画)

第3 フェーズ

役割 アクションNo.	確認項目	具体的な確認事項	確認方法 (ヒアリング先)
③総務 28.	県・庁内への報告 (し尿処理状況 等)	企画が集約した情報からし尿処理施設の処理状況を報告	(企画)

第4 フェーズ

役割 アクションNo.	確認項目	具体的な確認事項	確認方法 (ヒアリング先)
⑧解体撤去 33.	解体建物のし尿・ 浄化槽汚泥の収 集要望	浄化槽汚泥を有する解体建物の情報	(対策本部)

【業務フロー】v 住民用仮置場（廃家具・廃家電等の受入）の設置、運営管理

A:情報収集 B:検討・解析 C:方針決定 D:指示・調整 E:契約 F:実行 X:広報
 フロー内のNo.は次ページ以降のアクションのNo.に対応

役割	状況	①総括責任者	②企画	③総務	④経理	⑤住民窓口	⑥ごみ・し尿対応	⑦仮置場	⑧解体撤去	⑨処理
発災前	大雨等災害発生予報 危機管理部からの伝達	C-1. 災害への備え開始決定	D-2. 災害への備え開始指示			X-4. 住民用広報の確認		F-3. 仮置場候補地、必要資機材の状況確認		
発 災										
初動期	フェーズ1 6時間以内									
	第2フェーズ 7.2時間以内	被災者が被災家屋の片づけを開始 住民用仮置場に片付けごみの搬入開始	C-5. 住民用仮置場の設置決定 C-6. 住民用仮置場の設置場所の決定	D-7. 住民用仮置場候補地の選定指示 D-8. 住民用仮置場の設置指示				F-9. 住民用仮置場候補地の選定 F-10. 住民用仮置場の設置		
応急期	第3フェーズ 2週間以内	C-15. 住民用仮置場の増設決定	B-14. 住民用仮置場の増設検討 D-16. 住民用仮置場の増設指示			A-13. 住民用仮置場の苦情、追加の設置要望等の集約		F-18. 住民用仮置場の増設		
	フェーズ4 1ヶ月以内							F-11. 住民用仮置場の管理 F-17. 一次仮置場への搬出		
復旧期	3ヶ月以内	C-20. 土壌汚染調査・整地の決定	B-19. 土壌汚染調査・整地の検討 D-21. 土壌汚染調査・整地の指示			X-24. 住民用仮置場の閉鎖に関する広報		F-22. 住民用仮置場の土壌汚染調査・整地 F-23. 住民用仮置場の廃止・返却		
復興期	以3年内									

【アクション】V 住民用仮置場（廃家具・廃家電等の受入）の設置、運営管理

災害発生後、被災者は速やかに被災家屋の片付けを開始する。片付けごみが道路上に散乱し、緊急車両等の通行の妨げとなること等を避けるため、発生後72時間以内には住民用仮置場を設置する必要がある。

生活ごみと混在しないよう、周辺住民へ周知、分別区分・排出方法等を正確に広報する必要がある。なお、避難所や住宅等に近い場所へ設置されることが想定されるため、3ヶ月以内には閉鎖し、現況復旧のうえ、所有者へ返却することが望ましい。

発災前 / 第1フェーズ / 第2フェーズ / 第3フェーズ / 第4フェーズ / 復旧期

C 方針決定

- ① 総括責任者 1. 災害への備え開始決定

D 指示・調整

- ② 企画 2. 災害への備え開始指示

F 実行

- ⑦ 仮置場 3. 仮置場候補地、必要資機材の状況確認
注意点 ・既に危機が差し迫っている場合は行わない

X 広報

- ⑤ 住民窓口 4. 住民用広報の確認
注意点 ・伝達手段別に、速やかに広報を配布できるかを確認、出来ない場合は準備をする
事前備え ・災害発生時の分別区分・排出方法を決定済
 ・片付けごみの排出方法のチラシの印刷・保管を実施済

発災前 / 第1フェーズ / 第2フェーズ / 第3フェーズ / 第4フェーズ / 復旧期

安全確保、情報収集

C 方針決定

① 総括責任者

5. 住民用仮置場の設置決定

⇒ 関連 ひながた p.34~

注意点 ・（定義）住民用仮置場とは、住民の片づけごみ用の仮置場を指す

① 総括責任者

6. 住民用仮置場の設置場所の決定

D 指示・調整

② 企画

7. 住民用仮置場候補地の選定指示

② 企画

8. 住民用仮置場の設置指示

F 実行

⑦ 仮置場

9. 住民用仮置場候補地の選定

⇒ 参考 資料編 p.23~

注意点 ・可能な限值地区公園等の公有地より選定

事前備え ・自治会等の単位ごとに事前調整・場所を決定済

⑦ 仮置場

10. 住民用仮置場の設置

⑦ 仮置場

11. 住民用仮置場の管理（閉鎖まで継続）

⇒ 参考 資料編 p.23~

注意点 ・各自治会の代表者等と連携

・不法投棄・盗難の防止対策等のため、夜間警備を検討

X 広報

⑤ 住民窓口

12. 周辺住民への周知、住民用仮置場ルールの広報

⇒ 参考 資料編 p.26~

注意点 ・設置期間を明示

事前備え ・災害発生時の分別区分・排出方法を決定済

・片付けごみの排出方法のチラシの印刷・保管を実施済

A 情報収集

- ⑤ 住民窓口** 13. 住民用仮置場の苦情、追加の設置要望等の集約

B 検討・解析

- ② 企画** 14. 住民用仮置場の増設検討

C 方針決定

- ① 総括責任者** 15. 住民用仮置場の増設決定

D 指示・調整

- ② 企画** 16. 住民用仮置場の増設指示

F 実行

- ⑦ 仮置場** 11. 住民用仮置場の管理
- ⑦ 仮置場** 17. 一次仮置場への搬出(閉鎖まで継続)
- ⑦ 仮置場** 18. 住民用仮置場の増設
【注意】 ・必要に応じて民有地からの選定も検討

F 実行

- ⑦ 仮置場** 11. 住民用仮置場の管理
- ⑦ 仮置場** 17. 一次仮置場への搬出

B 検討・解析

- ② 企画** 19. 土壌汚染調査・整地の検討

C 方針決定

- ① 総括責任者** 20. 土壌汚染調査・整地の決定

⇒ 関連 ひながた p.73~

D 指示・調整

② 企 画

21. 土壌汚染調査・整地の指示

F 実行

⑦ 仮 置 場

11. 住民用仮置場の管理

⑦ 仮 置 場

17. 一次仮置場への搬出

⑦ 仮 置 場

22. 住民用仮置場の土壌汚染調査・整地

注意点 ・必要に応じ、委託業務を発注

⑦ 仮 置 場

23. 住民用仮置場の廃止・返却

注意点 ・住民用仮置場は可能な限り早期に返却

X 広 報

⑤ 住 民 窓 口

24 住民用仮置場の閉鎖に関する広報

注意点 ・被災状況によって前倒しで実施

(市町村追録箇所)

自治会	住所	TEL	担当者等
●●	高知県●●	088-●●-●●●●	●●

住民用仮置場	住所	設置条件	備考
●●	高知県●●		

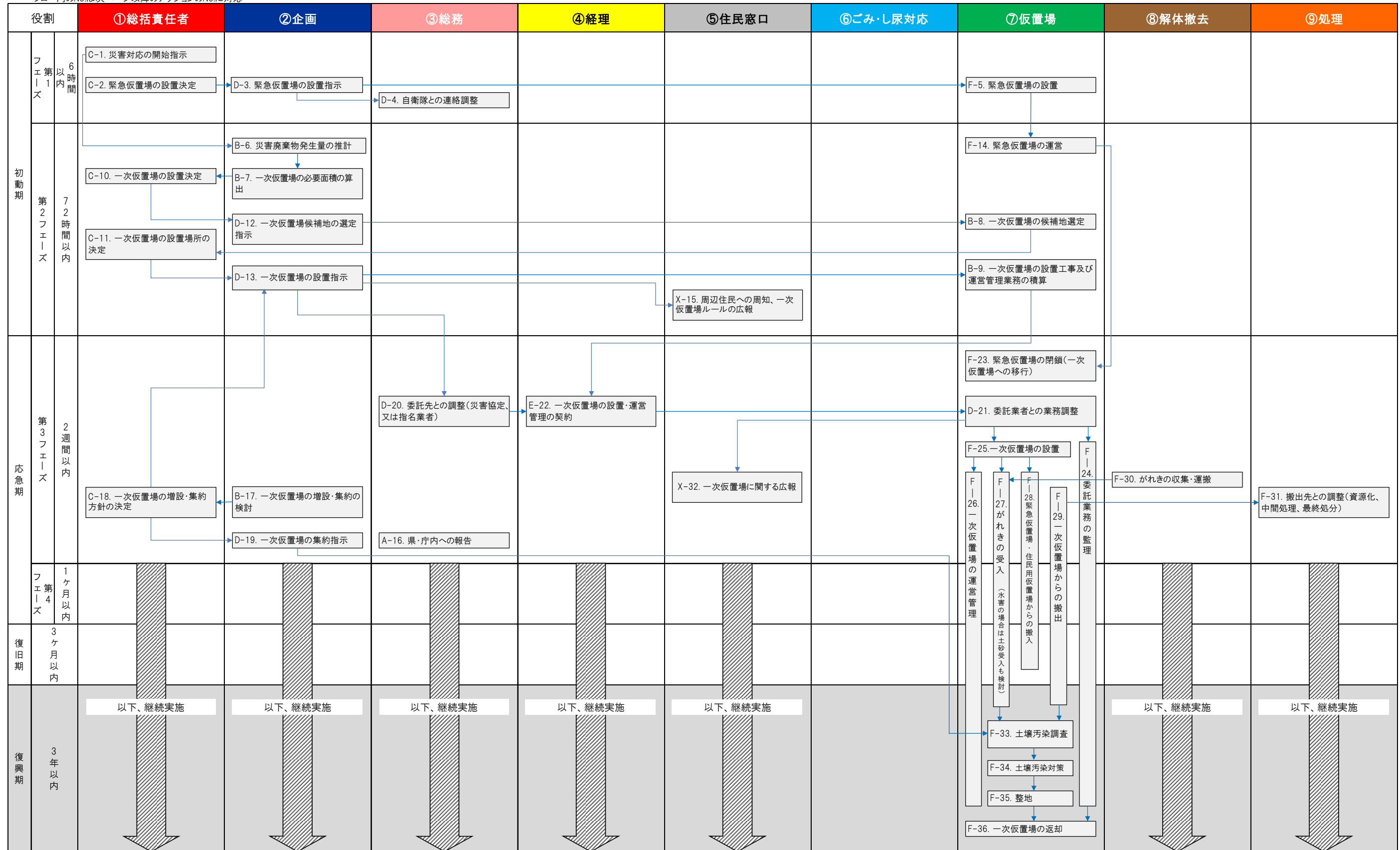
(情報確認項目)

第3フェーズ

役割 アクションNo.	確認項目	具体的な確認事項	確認方法 (ヒアリング先)
⑤住民窓口 13.	住民用仮置場の 苦情、追加の設 置要望等	住民用仮置場での苦情内容	(町内会)
		住民仮置場の追加設置要望	

【業務フロー】Ⅵ 一次仮置場（可燃・不燃物等への分別）の設置、運営管理

A:情報収集 B:検討・解析 C:方針決定 D:指示・調整 E:契約 F:実行 X:広報
 フロー内のNo.は次ページ以降のアクションのNo.に対応



【アクション】Ⅵ 一次仮置場（可燃・不燃物等への分別）の設置、運営管理

災害発生後、道路啓開及び人命救助を迅速に行うため、発災後6時間以内に道路啓開ごみや自衛隊ごみ用の緊急仮置場を設置する必要がある（2週間以内に撤去又は一次仮置場へ移行）。

一次仮置場については、災害廃棄物発生量の推計値を基に必要面積を算出し、被災状況等を確認のうえ、事前に抽出していた候補地から選定する。なお、土壌汚染対策として、設置する前に遮水シートや鉄板の敷設等を行うことが望ましく、設置後は、火災防止・環境対策・衛生面に留意のうえ、維持管理を行う。

一次仮置場への集積開始後は、処理施設等へ速やかに搬出するため、搬出先（資源化、中間処理、最終処分、二次仮置場）との調整を事前に図っておく。



C 方針決定

- ① 総括責任者 1. 災害対応の開始指示
- ① 総括責任者 2. 緊急仮置場の設置決定
 - 注意点** ・（定義）緊急仮置場とは、自衛隊ごみ・啓開ごみ置場をいう。災害廃棄物対策本部からの指示に基づいて実施

D 指示・調整

- ② 企画 3. 緊急仮置場の設置指示
 - 事前備え** ・自衛隊ごみ・啓開ごみの対応方法を決定済
- ③ 総務 4. 自衛隊との連絡調整

F 実行

- ⑦ 仮置場 5. 緊急仮置場の設置
 - 注意点** ・仮置場候補地より緊急仮置場を選定
 - ・必要に応じて設置工事の発注
 - 事前備え** ・公有地等から仮置場候補地を決定済

B 検討・解析

② 企画

6. 災害廃棄物発生量の推計

⇒ 関連 ひながた p.21～

② 企画

7. 一次仮置場の必要面積の算出

⇒ 関連 ひながた p.34～

⑦ 仮置場

8. 一次仮置場の候補地選定

⇒ 参考 資料編 p.27～

注意点 ・候補地、搬入ルート of 被災状況（がけ崩れ、水没被害等）の確認、候補地の見直し

⇒ 関連 ひながた p.35～

事前備え

- ・仮置場候補地を選定済、使用順序を決定済
- ・仮置場の選定条件を決定済・公有地等から仮置場候補地を決定済

⑦ 仮置場

9. 一次仮置場の設置工事及び運営管理業務の積算

⇒ 参考 資料編 p.31～

注意点

- ・遮水シート、舗装の設置を検討
- ・土木系職員の確保

⇒ 関連 ひながた p.38～

事前備え

- ・仮置場費用の積算方法（土木系職員等の確保）を決定済
- ・他の部署から土木系職員の応援派遣ルールを庁内で決定済

C 方針決定

① 総括責任者

10. 一次仮置場の設置決定

注意点 ・必要面積の算出が困難な場合は先に設置を指示

① 総括責任者

11. 一次仮置場の設置場所の決定

D 指示・調整

② 企画

12. 一次仮置場候補地の選定指示

② 企画

13. 一次仮置場の設置指示

F 実行

⑦ 仮置場

14. 緊急仮置場の運営

注意点 ・混合ごみが多いため、火災予防を実施
・不法投棄・盗難対策のため昼夜警備を実施

X 広報

⑤ 住民窓口

15. 周辺住民への周知、一次仮置場ルールの広報

⇒ 関連 ひながた p.19～

事前備え

- ・周辺住民への説明内容を決定済

A 情報収集

③ 総務

16. 県・庁内への報告

注意点 ・一次仮置場の設置状況、災害廃棄物の搬入・搬出状況を報告

B 検討・解析

② 企画

17. 一次仮置場の増設・集約の検討

C 方針決定

① 総括責任者

18. 一次仮置場の増設・集約方針の決定

注意点 ・増設の場合、第2フェーズ D-13.のフローへ
・集約の場合、復興期 F-33.のフローへ

D 指示・調整

② 企画

19. 一次仮置場の集約指示

③ 総務

20. 委託先との調整(災害協定、又は指名業者)

注意点 ・一次仮置場の設置・運營業務、がれきの収集運搬業務の契約に向けた調整
・一次仮置場の設置状況、災害廃棄物の搬入・搬出状況を報告

⑦ 仮置場

21. 委託業者との業務調整

注意点 ・一次仮置場の設置・運營業務、がれきの収集運搬業務の実施のための調整
・一次仮置場の設置状況、災害廃棄物の搬入・搬出状況を報告

E 契約

④ 経理

22. 一次仮置場の設置・運営管理の契約

F 実行

⑦ 仮置場

23. 緊急仮置場の閉鎖(一次仮置場への移行)

注意点 ・終了にあたっては復興期 F-33.のフローへ
・完了できない場合は一次仮置場へ移行

⑦ 仮置場

24. 委託業務の監理(終了時まで継続)

⇒ 関連 ひながた p.40~,p.72~

注意点 ・設置工事や一次仮置場の運営管理業務(がれきの受入・選別等)、
土壌汚染調査業務、土壌汚染の対策工事等を監理

事前備え ・モニタリング項目を決定済

⑦ 仮置場

25. 一次仮置場の設置

注意点 ・事前に汚染状態がないことを確認

⑦ 仮置場

26. 一次仮置場の運営管理(終了時まで継続)

⇒ 関連 ひながた p.64,p72~

注意点 ・搬入量の把握方法の統一
・委託業務には環境保全、火災、盗難等対策も含めて発注
・思い出の品の保管場所を区分

⑦ 仮置場

27. がれきの受入(水害の場合は土砂の受入も検討)(終了時まで継続)

⇒ 関連 ひながた p.25~

注意点 ・土砂は災害廃棄物ではないため、災害等廃棄物処理事業補助金は使用できない。但し、宅地内に堆積した廃棄物及び土砂を迅速に撤去するため、一括撤去する場合がある。発災後の通知等を確認する。

⑦ 仮置場

28. 緊急仮置場・住民用仮置場からの搬入(終了時まで継続)

⑦ 仮置場

29. 一次仮置場からの搬出(終了時まで継続)

⑧ 解体撤去

30. がれきの収集・運搬

⑨ 処 理

31. 搬出先との調整(資源化、中間処理、最終処分)

⇒ 関連 ひながた p.40~

事前備え ・資源化業者、最終処分先と災害協定を締結済

X 広 報

⑤ 住民窓口

32. 一次仮置場に関する広報

⇒ 関連 ひながた p.19~

注意点 ・一次仮置場への搬入ルールを周知
・思い出の品・貴重品の取扱方法及び情報を公開
・保管期間、引取りに来ない場合の対応方法を明記

事前備え ・思い出の品、貴重品の取扱い方法を決定済

発 災 前 / 第 1 フェーズ / 第 2 フェーズ / 第 3 フェーズ / 第 4 フェーズ / 復 旧 期

第 3 フェーズの対応を継続

※参考

発 災 前 / 第 1 フェーズ / 第 2 フェーズ / 第 3 フェーズ / 第 4 フェーズ / 復 旧 期 / 復 興 期

第 3 フェーズの対応を継続

F 実 行

⑦ 仮置場

33. 土壌汚染調査

⇒ 参考 資料編 p.36~

注意点 ・汚染のおそれがあるため、原則実施
・自然由来物質があるため、土地の状況については事前に把握(一次仮置場設置前が望ましい)

⑦ 仮置場

34. 土壌汚染対策

注意点 ・汚染が確認された場合に実施

⑦ 仮置場

35. 整地

⑦ 仮置場

36. 一次仮置場の返却

(市町村追録箇所)

緊急仮置場	住所	選定条件	備考
●●	高知県●●		

一次仮置場候補地	住所	選定条件	備考
●●	高知県●●		

(情報確認項目)

第3フェーズ

役割 アクションNo.	確認項目	具体的な確認事項	確認方法 (ヒアリング先)
③総務 16.	県・庁内への報告	一次仮置場の稼働状況	(企画)

【業務フロー】Ⅶ がれき・家屋の解体撤去事業の運営管理

A:情報収集 B:検討・解析 C:方針決定 D:指示・調整 E:契約 F:実行 X:広報
 フロー内のNo.は次ページ以降のアクションのNo.に対応

役割		①総括責任者	②企画	③総務	④経理	⑤住民窓口	⑥ごみ・し尿対応	⑦仮置場	⑧解体撤去	⑨処理
初期期	フェーズ1 6時間以内									
	フェーズ2 7時間以内									
応急期	第3フェーズ 2週間以内	C-2. 家屋の解体撤去対応の開始指示 C-6. 家屋の解体撤去方針の決定	A-1. 環境省通知、最新の公費解体・撤去マニュアルの確認 B-4. 家屋の解体撤去方針の検討				F-7. 解体撤去の申請受付体制の整備 X-8. 家屋の解体撤去方針の広報		B-3. 家屋の解体撤去方法の検討 B-5. 公費解体要綱の作成	
	第4フェーズ 1ヶ月以内			D-10. 解体申請手続きの委託先との調整 D-9. 解体工事の委託先との調整(協定又は指名業者) D-12. 家屋解体設計(申請建物の調査、積算、発注準備)の委託先(補償コンサルタント等)との調整	E-13. 解体申請手続きの委託契約 E-14. 家屋解体設計委託先との委託契約	D-11. 解体申請手続きの委託先との調整 F-15. 解体撤去の申請受付(委託先と協力)	X-17. 解体撤去方法、申請受付方法の広報		F-16. 申請建物の調査、積算、発注準備(委託先と協力)	
復旧期	3ヶ月以内			A-18. 県・市内への報告	E-20. 解体工事の契約 E-21. 解体工事請負事業者への支払い		F-22. 解体建物のし尿・浄化槽汚泥の収集 F-24. がれきの受入(水害の場合は土砂の受入も検討)		D-19. 申請者、委託業者との調整 F-23. 家屋解体設計・工事監理業務、解体撤去・運搬業務の監理 F-26. 工事完了検査、工事数量の確認	F-25. がれきの資源化等
復興期	3年内		以下、継続実施	以下、継続実施	以下、継続実施	以下、継続実施	以下、継続実施	以下、継続実施	以下、継続実施	以下、継続実施

【アクション】Ⅶ がれき・家屋の解体撤去事業の運営管理

災害発生後、国の方針等をもとに、速やかに家屋の解体撤去方針を決定し、住民へ周知する必要がある。

解体撤去の申請受付については、円滑に対応するため、コンサル等への事務手続きの委託を検討し、申請建物の調査についてはアスベスト、危険物等の有無を確認し、事前に労基等関係部局と対応方法の協議をしておく。

なお、申請建物調査及び解体にあたっては、所有者等へ連絡のうえ可能な限り立会いを求めることとし、解体に伴って発生するがれきについては、事前に仮置場等の受入先と調整を図る必要がある。



A 情報収集

② 企画

1. 環境省通知、最新の公費解体・撤去マニュアルの確認

- 注意点**
- ・家屋等の解体は、原則、所有者の責任により行う。ただし、被災自治体は災害等廃棄物処理事業費補助金を活用して全壊家屋等の解体を実施することができ、特定非常災害では半壊家屋等まで補助対象が拡大される。補助対象については発災後の環境省通知等を確認する必要がある。
 - ・公費解体・撤去マニュアル（環境省）等のマニュアルは災害ごとに改定することが想定されるため、県からの通知、環境省 HP 等で最新版を確認する。

C 方針決定

① 総括責任者

2. 家屋の解体撤去対応の開始指示

B 検討・解析

⑧ 解体撤去

3. 家屋の解体撤去方法の検討

⇒ 参考 資料編 p.38～

- 注意点**
- ・アスベストの対応方法を労働基準監督署、大気汚染部局と協議
 - ・その他危険物の取扱いを検討

⇒ 関連 ひながた p.50～

② 企 画

4. 家屋の解体撤去方針の検討

⇒ 参考 資料編 p.38～

- 注意点**
- ・国の方針等の確認、公費解体範囲の明確化
 - ・特殊建物（冷凍倉庫、病院、工場等）の解体実施者の検討（県委託等）

事前備え ・倒壊危険建物の判定方法を決定済

⑧ 解体撤去

5. 公費解体要綱の作成

- 注意点**
- ・公費解体の対象案件を「家屋の解体撤去方針」より規定する（どんな被害なら対象とするか、どこまで対象とするか等）。※企画と十分調整すること。
 - ・書類様式、申請受付期間、公費解体後の登記の扱い等を規定する。
 - ・被災住民等が自ら解体・撤去を行った場合、解体・撤去に要した費用を返還する「費用償還制度」もある。

C 方針決定

① 総括責任者

6. 家屋の解体撤去方針の決定

F 実行

⑤ 住民窓口

7. 解体撤去の申請受付体制の整備

⇒ 関連 ひながた p.51～

- 注意点**
- ・受付人員、受付場所の確保
 - ・「公費解体要綱」より提出必要書類を確認

事前備え ・申請書類のフォーマット案を決定済

X 広報

⑤ 住民窓口

8. 家屋の解体撤去方針の広報

- 注意点**
- ・損壊判定の実施時期等の今後の予定を周知
 - ・公費解体の国の方針等を確認、周知

事前備え ・損壊判定との調整済

発 災 前

第 1 フェーズ

第 2 フェーズ

第 3 フェーズ

第 4 フェーズ

復 旧 期

D 指示・調整

③ 総 務

9. 解体工事の委託先との調整(協定又は指名業者)

⇒ 関連 ひながた p.51～

- 注意点**
- ・業者間で不公平が生じない契約方法（個別、地区等）を調整

事前備え ・建設業協会等との災害協定を締結済

③ 総 務

10. 解体申請手続きの委託先との調整

- 注意点**
- ・解体申請受付等の庁内対応が困難な場合、必要に応じて設計事務所、コンサル等を活用。

⑤ 住民窓口

11. 解体申請手続きの委託先との調整

注意点 ・必要に応じて

③ 総務

12. 家屋解体設計(申請建物の調査、積算、発注準備)の委託先(補償コンサルタント等)との調整

注意点 ・建物調査、積算、発注準備等の庁内対応が困難な場合、補償コンサル等を活用。一般に庁内対応は困難であり、委託先を検討した方がよい。

E 契約

④ 経理

13. 解体申請手続きの委託契約

⇒ 関連 ひながた p.51~

注意点 ・職員等で対応しきれない場合、必要に応じて

④ 経理

14. 家屋解体設計委託先との委託契約

注意点 ・必要に応じて
・工事監理まで含める事例もある。

F 実行

⑤ 住民窓口

15. 解体撤去の申請受付(委託先と協力)

注意点 ・所有者以外にも、法定相続人等から申請される。
・民法(明治29年法律第89号)第264条の8第1項に基づく「所有者不明建物管理制度」を活用する場合あり(公費解体・撤去マニュアル(環境省)等を確認する)

⑧ 解体撤去

16. 申請建物の調査、積算、発注準備(委託先と協力)

⇒ 参考 資料編 p.38~

注意点 ・アスベスト、危険物(ガスボンベ等)・浄化槽の有無を確認

⇒ 関連 ひながた p.51~

・県の公費解体費標準単価を活用する。

X 広報

⑤ 住民窓口

17. 解体撤去方法、申請受付方法の広報

注意点 ・受付終了時期についても周知
・HPで、事業概要、要綱、申請様式、Q&A等を公表

A 情報収集

③ 総務

18. 県・庁内への報告

注意点 ・家屋解体の実施状況を報告

D 指示・調整

⑧ 解体撤去

19. 申請者、委託業者との調整

⇒ 参考 資料編 p.40～

注意点 ・所有者等の家財道具の持ち出し時期等を考慮
 ・がれきの搬出先について⑦仮置場、⑨処理業務と調整
 ・公費解体範囲（基礎、塀の取扱い等）の確認

E 契約

④ 経理

20. 解体工事の契約

⇒ 関連 ひながた p.51～

注意点 ・申請者・解体業者・市町村の三者契約

④ 経理

21. 解体工事請負事業者への支払い

注意点 ・数量変更、アスベストの有無等により請負金額の精算が必要

F 実行

⑥ ごみ・し尿対応

22. 解体建物のし尿・浄化槽汚泥の収集

注意点 ・乾燥による汚泥の固化、津波堆積物の流入があるため、早めに状況確認・所有者・解体業者・市町村の三者契約

⑧ 解体撤去

23. 家屋解体設計・工事監理業務、解体撤去・運搬業務の監理

注意点 ・工事立会については委託業者等を活用
 ・原則、所有者の立会いを求める

⑦ 仮置場

24. がれきの受入（水害の場合は土砂の受入も検討）

注意点 ・仮置場への搬入がれき性状・量等について、⑧解体撤去と調整

⑨ 処理

25. がれきの資源化等

注意点 ・仮置場への搬入がれき性状・量等について、⑧解体撤去と調整

⑧ 解体撤去

26. 工事完了検査、工事数量の確認

注意点 ・工事完了時は原則、所有者の立会いを求める
 ・現場の状況により工事数量は変わる。工事業者には根拠資料の提示を求め、根拠資料と内訳書の数量が整合しているか確認する。

(市町村追録箇所)

協定団体	住所	TEL	担当課 担当者等
●●	高知県●●	088-●●-●●●●	●●課 ●●

委託候補業者	住所	TEL	担当課 担当者等
●●	高知県●●	088-●●-●●●●	●●課 ●●

【情報収認項目】

第3 フェーズ

役割 アクションNo.	確認項目	具体的な確認事項	確認方法 (ヒアリング先)
②企画 1.	環境省通知、最新の公費解体・撤去マニュアルの確認	該当災害に関する環境省他国・県からの通知 最新の公費解体・撤去マニュアル	県

復旧期

役割 アクションNo.	確認項目	具体的な確認事項	確認方法 (ヒアリング先)
③総務 18.	県・庁内への報告	家屋解体の実施状況	(企画)